



部門研究 1 「一神教の再考と文明の対話」研究会

部門研究 2 「アメリカのグローバル戦略と一神教世界」研究会

西欧社会は、なぜ自ら共生の道を閉ざすのか —9.11以前と以降—

一橋大学大学院社会学研究科教授

内藤 正典



何回かにわたってお招きいただいてどうもありがとうございます。

今日は、あの中田先生のほうが非常に精緻なイスラームのレジュメなので、私のほうは何か生々しい話で、ここ数年の、特にヨーロッパでのイスラームとの共存をめぐる問題、大ざっぱに言って、衝突を回避するほうに行っているかと言うなら、そうではないだろうというお話をいたします。イスラームと西欧は、衝突を激しくする方向に向かっている。いまのところヨーロッパ各国を見渡して、ヨーロッパ全体で1500万人とも、2000万人とも言われていますけれども、はっきりした数はわかりませんが、移民の人たちを中心にムスリムの相当な大きなコミュニティを持っております。ざっと、フランスに500万人から600万人、ドイツに300万人、イギリスに160万人から180万人と言われておりますように、いずれの国においても当然無視できない存在となっております。これはあくまで全体を俯瞰しての話ですけれども、何かムスリムとの関係で、少なくとも摩擦や衝突を回避する方向にヨーロッパ側が制度的な変更をおこなうとか、あるいは新たな政策を立案するとかということがあるかという傾向は皆無ですね。非常に悲観的なんですけど、まったくない。むしろこんなことが起きるんだろうかと思うようなことが、次々に起きます。もちろんそれはやっているヨーロッパ側には理由があるわけで、ムスリムの関係の人たちによってテロが起きるから予防的措置だという大義名分を掲げた上で、実際の政策としておこなわれるんですが。

最近話題になっておりますのは、移民の統合テストというものです。長い期間にわたって定住する場合には試験を受けなければなりません。これはイギリスでも、フランスでも、ドイツでも、オランダでも、オーストラリアでも実施が決まりました。言語はわかるんです、英語のテストをするとか、オランダ語のテストをするとか。私の元の学生が、いまオランダに住んでいるんですが、当然彼女もテストを受けた。そのあと奇妙なことに気付いたと言うんですね。自分たち日本人はこの段階で終わりだと。ところが、トルコ人とモロッコ人に対しては、文化統合テストというのをまた別にやると。これは明らかに明示的に差別をしているということです。そのモロッコ人とトルコ人だけがターゲット、もちろんあとはスリナムの人でも若干ターゲットになるそうですけれども、これは、ムスリムがオランダの価値や秩序をどこまで受け入れる気があるかをテストして選別しようという文化的差別の合法化にほかなりません。「憲法」上の表現、思想信条の自由に関することをちゃんと理解しているかという名目を掲げて、実際には、例えば同性愛の写真を見せて、不快感を示すかどうかをチェックするという思想調査です。私は、こういうことがヨーロッパで起きると、若いころには思わなかったですね。この数年間ずっと見てきて、いや、どうしてしまったのだろうということのほうが率直な印象です。

今日は、やはり大きな変化が9.11の前後にあらわれていますので、その前と後とを比べながら、もともとヨーロッパが持っていた、簡単にはここ



で括弧付きに「異質な存在」と言っていますけれども、これは主としてムスリムのことですが、この異質な存在との関係がどう変化をしたのか、あるいは制度的には変化していないんだけど、中身をどうすり替えたのかということについてお話しします。

これもたいへん雑駁な類型ですけれども、国家のもともとの構成員と、それから「異質な存在」——簡単に言えば移民だと思ってください。移民あるいは難民の人たち、もともとそこにはいなかった人たちですね。かつ定住している人です——、その両者の関係についての基本的な類型、これはこの CISMOR で何回かお話をさせていただいたので、今日は簡単にしますが、ざっと言えば多文化主義型というか、最初から異質な存在同士をうまく共存させることで国家を構成するという考え方をもって、実際そういう政策をやってきたのは英国、オランダ、あと、デンマーク、スウェーデンなどもそうです。多文化主義型ですね。複数の宗教、民族集団の併存が前提になっております。このタイプでは、宗教に関して言った場合、これらの国は、次に言いますが、フランス型の厳格な世俗主義、公的領域と宗教ないし教会を切り離すというタイプの世俗主義は持っていません。ご承知の通り、英国の場合には国家の教会がございますし、オランダの場合には、カトリックであれ、プロテスタントであれ、あるいはユダヤ教であれ、イスラームであれ、公教育の領域で、国立のイスラーム小学校というのを持つことができる。こんにち40以上になっていて、政治的にはたいへん問題とされていて、これ以上、増やすなという議論が議会では優勢ですけれども。少なくとも過去において列柱型というふうに言えますけれども、各集団が文化の柱を立てることが認められている。そのなかには、公教育あるいはメディア、病院等々、そういうものを各々の宗教、集団ごとに持つことが「憲法」上保障される。したがって、カトリックのコミュニティがあり、

プロテスタントのコミュニティがあり、あとは無神論者のコミュニティ、別の言い方では社会主義者になっていますが、そういう柱を立てていくことが権利として承認されておりました。これはオランダのケースですが、のちに20世紀の後半になって、ムスリムの移民が来て、定住をした後、彼らの権利も同様に一つの文化の柱——カルチュラル・ピラーですね——として承認される。

ところが、カトリックとプロテスタントは現実問題として、文化の柱というのを明示する必然性がなくなるにつれて、あまり強固な組織がなくなっていくんです。それに対して、後から来たニューカマーのムスリムの人たちは非常にはっきり、いま自分たちの柱を立てようと頑張っている最中ですので、このタイムラグはオランダ社会に違和感を引き起こした。とりわけ9.11のあと、ムスリムの移民に対する暴行事件、あるいは嫌がらせのようなものというのは、ヨーロッパのなかでは、私の知る限り、オランダでもっとも多発してしまう。これも意外なことでしたね。オランダというのは従来、ナチスに対する反感もあって、自分たちを、何と言いますか、言い聞かせるように自分たちは寛容である、寛容であるということを繰り返してきた。政治家もそういうレイシズムの事件等があると非常に強く批判をしましたし、これはムスリムに対しても同じで、オランダで政治的なリーダーになるためには、多文化主義というのを前提にしてもものを言わなければならなかったんですが、ここ数年のあいだに著しく変化してしまった。その変化はあとで言います。

それからフランス型ですけれども、これはもう国家の理念ないしは原則と、一市民として、あくまで個人として契約を結ぶということをすれば、名目的に異質性が解消される。要するに自由、平等、博愛の適用を受けるというふうにしてきたんですが、ただこれは幻想であります。同時に、そのフランス型の場合には、宗教に関しては厳格な世俗主義で、国家と公的領域とのあいだの切り離



しを「憲法」で規定する。これは通常私たちが、日本で言う政教分離よりもより厳格で、激しいものですから、ご承知のとおり、フランスの場合には、学校でのイスラムのスカーフの着用等が法令で禁止されていました。これは2004年以降に改めて厳格に法令で禁止されます。

もう一つのタイプ、仮にドイツとしたんですが、でもドイツ以外にあまりないんですけれども、「異質な存在」と一緒に暮らすということを想定しないタイプです。これはドイツの成り立ち、歴史的な経緯から言って、やむをえないところがあるんですが、もともと中世以来の各地域の領主の宗教が、その地域の宗教として残ってしまうんですね。現在のドイツ連邦共和国のなかでも、各州（ラント）ごとに州政府と宗教、教会との関係が規定される、一種のコンコルダートが認められている。キリスト教に特殊な地位があるのは、これは連邦の「基本法」、「憲法」でも同じことであります。「憲法」上明記されているから、各州ごとに、キリスト教に特権的地位が与えられる。特権的地位の内容としては、教会税の徴収、これは国家が代理をしておこなうということもそうですし、公教育のなかで、プロテスタントとカトリックについては、宗教教育をおこなうことは、受けることが子どもと親の権利として保障されるということでもあります。

ざっと見て、こういう多文化主義型と、それから原則理念との契約型——これはフランスに言わせれば契約なんですから、移民の側から見れば強い同化政策です——と、3番目がドイツ、簡単に言えば、いてもいいけれど、居場所があるかどうかわからないと言っているケースであります。ドイツの場合には、どういうメンバーとしてこの社会に参加するのかという理念や原則をもっていないですね。

2番目に、それが内在的な排除、つまり共存を妨げる側の論理が、どういうふうに機能するかと。これは歴史的なもので、9.11以前からあるも

のですが、多文化主義型の国の場合というのは名目上排除の論理が存在しません。私たちにある権利はあなた方にもありますと認めますよ、ということですね。ただし、われわれと彼らとのあいだの境界の存在というのを前提にしていますので、先ほどオランダのケースで申しましたように、文化の柱というのは、カトリックはカトリックのコミュニティとして立てるという意味ですので、プロテスタントのコミュニティにも同じ権利は承認しますが、当然のことながら、そこには壁といえますか、各々の柱を隔てるものというのが含意されているという前提にあります。このことが排除の論理にどうつながるかなんですけれども、実際にオランダは従来からその壁を踏み越えて、相手方に行ってはいけないとは言いませんでした。ですから、カトリックだった人が無神論のコミュニティに移ってもべつにかまわないわけで、それを禁止することはしなかった。ただし、考えてみればすぐわかることですが、これを制度的に、「おまえはこっちへ来るな」とすれば、アパルトヘイトになるわけです。つまり、もともと帰属している集団から、別の集団への移動を制度的に禁ずるようなことをすれば、アパルトヘイトになります。アパルトヘイトの発想自体は、極めてオランダにはわかりやすい発想だったはずですが。ただしナチス以降の歴史があって、オランダは自縄自縛で、そういうことは絶対にしてはいけないんだと、オランダ本国ではずっと言っていました。しかし南アフリカで何をやってきたかは、ご覧になれば、これは紙一重だということです。極端なことを言えば、多文化主義型というのはアパルトヘイトと紙一重なんです。一瞬、相手の領分を乗り越えてしまうと、あっという間に攻撃的になります。9.11の後に、オランダで暴行事件が一番発生したというのは、ひょっとしたらやっぱりこの紙一重という特性が出たんじゃないか。これをオランダの知識人に言うと、ひどく嫌がりますけど。



2番目の国家原則、理念との契約の問題ですけれども、これはフランス型であります。簡単に言ってしまうと、契約に違反した行為をした場合には、排除が前提になるということです。これは簡単に言ってしまうと、自由、平等、博愛なり、世俗主義なりに、いや、私は違和感があると。このうちの一つは認められないと——これは特にムスリム側から世俗主義、ライシテに対して提起されることが多いですが、これを公然と言った場合には、「おまえ、出ていけ」ということになります。だから博愛と訳すのは、やめたほうがいいと思っているんですけれども、つまり「おまえのここが嫌いだと言っても、愛してあげるから、ここにいていいよ」というようなセンスは、フランスにはないんです。つまり契約がなされている限りにおいて平等に扱うと言っているのであって、契約の内容について異議を唱えたと、この排除というのは肯定されます。しかもそれは排外主義と見なされない。つまり「憲法」原則に反しているんだから、反した主張をしたんだから、「憲法」違反であると言われるだけのことで、これを排除と認識する思考のメカニズムというのは、フランスにない。もともとなかった。例えば、人種的な問題、明解に人種的な問題、肌の色の問題であるとか、あるいは民族を集团的に差別するというようなことについては、一定の範囲でフランスのなかには、それを抑止するメカニズムははたらいっていた。

ただし、現実には差別があった。郊外での暴動を見ればわかるように、現実としては自分が黒人であるから、あるいはアラブ系であるからという理由での差別というのは存在していたので、ただし非常に厄介なんです。フランスの場合、おまえ達はそうやって差別しているじゃないかというふうに批判を移民の側が提起した場合に、まともに向かって受けてくれないんです。これは何度もそういう事例を調べていって、どういうレトリックでフランス側がすり抜けてしまうかということ、よくわかりました。つまり、あるアルジェリ

ア系の人が、自分が就職において差別された、日常生活のなかで、こういうひどい目に遭ったということ、これを仮にフランス社会に対して訴えたとしても。そうすると、フランスが何と応答するかというと、「差別をした人間がラシストである、これは極めてけしからんことだ」と、これはみんなそういうふうに言うんです。確かにそう言います。たしかに、フランス共和国には、アルジェリア人を集团的に差別するという観念もなければ、制度もない。したがって個人がラシストであったということは糾弾するけれども、フランス共和国には責任がない。こういうかたちになるんです。ただその結果がどういうことになったかは、みなさんご承知のとおりで、非常に鬱積した不満を解消する道がない。サルコジになってからは、本気はどうかは知りませんが、一種のアファーマティブ・アクションみたいなことをやるということを一時発言したことがあります。ただこのアファーマティブ・アクションというのは、集团的にある種の人たち、属性に属する人たち——人種でもいいですし、民族でもいいですが——を制度的に差別したことを認めることになります。これは、フランスの共和主義者は頑として受け入れないであろうと思うんです。したがって、サルコジがどこまでそれを本気で言っているのかは不明です。

もう一つ最後の、「異質な存在」を想定していないドイツのかたちですが、そもそもドイツの場合、外国人との共存、どうやって社会をともに構成するかという原則がないので、したがって後追的に、何か問題が起きると対応するということ、これを繰り返してきました、これまでもそうです。したがって、排除の論理が多様な形態をとって表出することになります。後追的というのは、こういうことです。ドイツでは外国人のことを、長年にわたって「ガスト・アルバイター」という表現をしてきました。「ガスト」は当然ゲストですから、一次的な滞在者であることを含意している。「アルバイター」は労働者です。たしかに



1960年代に、ほとんどが雇用双務協定に基づいて、ヨーロッパの地中海諸国およびトルコ——最大の送り出し国はトルコですけれども——から人が入ってきたときに、彼らをまずガストと呼んでいることからわかるように、ずっといるとは思っていなかった。トルコ人の側も、ずるずる滞在を引き延ばしたんですけれども、ずっといるつもりはなかったんです。定住することがはっきりしたのは、1973年のオイルショック以降のことで、これはドイツに限りませんが、1973年のオイルショックをきっかけにして、一斉に外国人労働者の募集を停止します。ただそれまでに、適法な人たちで入国をして定住をしていた人たちについては、滞在許可を更新するというかたちで定住を認めていったんです。

ドイツの場合もそういうふうにしたんですが、ここで大きな違いが出てくるのは、例えばオランダなどは、彼らに対する呼称、呼び方をだんだん変えていくんです。最初は「エスニック・マイノリティー」という言い方をしたり、それから「イミгранト」という言い方をした。要するにオランダ語の場合は外国人は「アロフトーネン」ですけど、だんだん、そうは呼ばないようにしようと変えるんですね。しかし、ドイツは変えないんです。これがすごく遅くなるんです。もう第二世代の時代になってもなお、「ガスト・アルバイター」と呼び続けた。だから現実合っていない。もうガストじゃないことは、子どもがドイツで生まれ育ってくれば、わかっていたはずなんです、やっぱりガストなんです。このへんのところに、ドイツ社会に意識的に共同体を構成するメンバーだとは、やっぱりどうしても見なせなかったということはよくあらわれています。その後、いろいろ議論になって、何と言ったかという、「アウスレンディッシュ・アルバイトネーマー」と言いましたから、まさに外国人の労働者、それでも「アウスレンディッシュ（外国人の）」というところにひどくこだわったんですね。さらに20

世紀の終わりぐらいから、この2000年代に入ってからですね、面白いんですが、もう国籍も持っている。そして定住している。そういう人たちに、「ミット・ビュルガー」と言うんです。「ビュルガー」は市民ですけれども、どうしても、ただの「ビュルガー」と言わず、「ミット」と付けるんです。どうしても何か壁をつくってしまう。ドイツ側に言わせると、これは定義を明確にしているんだと言うんですが、言われているほうからすると、もう国籍も持っているし、定住し、子どもたちは全部ドイツ国籍持っていて、何故まだ「ミット・ビュルガー」と言われるんだと、どうしても思います。これは排除しているんだろうというふうに。排除と言わないまでも、少なくともそこに線引きをされて、おまえたちは自分たちのネイティブとは違うんだということを明示される。この、ドイツ社会との境界を明示されるということ、ドイツにいる移民たちは、日常生活のなかでずっと、経験をせざるをえません。

9.11以前と以後との相違のことに、次に入っていきます。この多文化主義型の国、先ほど申しましたように、オランダを例に、イギリスもそうなんですが、ある種、非常に感情的なイスラームに対する反感、イスラモフォビアが一番激しく出てしまうのは、このタイプです。つまり、もともと多文化主義というのは、コミュニカルに統合すればいい。つまりコミュニティを維持して構わないという原則に立っていますが、同時にそれは相互不干渉の前提にたってきた。そこでアメリカやロンドンでテロが起きると、「われわれ」と「彼ら」の境界が突然崩壊したように感じたんですね。崩壊したというのは、ムスリムたちが自分たちの秩序や安全を破壊した。そういうふうに受け取った人が多い。それに対する感情的な反発として反イスラーム感情が吹き出していきます。この際、ムスリムあるいは移民に対する攻撃のさまざまなディスクールがありましたけれども、当該国のメディア、つまりオランダのメディアやイギリ



スのメディアは、それを極右的な動きだと言って批判することはありました。

しかし、私はこれを極右の排外主義ではないと考えています。もちろん伝統的な極右による排除主義もあるのですが、それに加えて新たな動きとして、「リベラル」によるイスラモフォビアが台頭したと。この場合の「リベラル」なのですが、日本人には甚だわかりにくいことですが、彼ら自己規定としては、少なくとも自称リベラルなのですが、本質的にはリバタリアンであって、他者が自分たちの領分を侵したことに激しく反発する人々です。この場合、他者というのはムスリムのことですが、ムスリムがわれわれの秩序や安寧を侵した。恐怖に陥れた。したがって、彼らに対して敵対するのは当然の権利だというふうにとるんです。ですから、従来の非常にエスニックなナショナリズムの発露として異質な存在に出ていけと、敵対しているのではなくて、自分たちの快適であるべき空間を侵した相手に対しては、これを攻撃する。したがって自分たちはリベラルなのであるというふうに自己規定してしまうのです。だから極めて厄介なんです。現在、オランダでもっとも排外主義を強く言っているのは、極右政党ではなく、リベラル政党です。これは多文化主義型のジレンマです。これはイギリスでもリベラル・パラドックスというような言い方で、自分たちは多文化主義によって、寛容に処遇してきたはずなのに、何故ロンドンのテロは起きたんだという、そういう問題提起と似ています。

例えばこの混乱を象徴するのが、オランダの場合ですが、アヤン・ヒルシ・アリというソマリア出身の政治家の追放劇でした。彼女は難民としてオランダにやって来て、ソマリアでの経験から自伝を書いて、それを映画監督のテオ・ファン・ゴッホに渡して、ゴッホは『サブミッション』（服従）という映画をつくります。この内容は、ムスリムが見れば激怒するもので、結果としてモロッコ系の過激なムスリムによって監督は暗

殺されました。オランダでは、それこそ寛容の精神への挑戦として、激しい非難が巻き起こりました。ところがこのアリに関して、去年スキャンダルが起きます。彼女の自伝の内容が嘘だったというのです。彼女はのちに実際嘘であることを認めました。それは、彼女自身はソマリアから直接オランダに来たのではなく、ケニアのナイロビに住んでいた比較的裕福な商人のうちの娘だったと。彼女が『サブミッション』のなかで書いたような、強制的な結婚や肉親からの暴力も経験もしていない。ただ彼女はオランダに入ったあと、ライデン大学で学び、ソーシャルワーカーの仕事をしていて、同じソマリア出身の人たち、女性たちの悲惨な生活というのを聞き取っていて、それを自分の話にすり替えたようです。難民として申請したときの日付とか、申請書類に虚偽があったということが暴露されて、これもすごいんですけど、オランダの公共放送の第3チャンネルというところで、この偽りについてのドキュメンタリーが放送されました。彼女はのちに政治家になっておりまして、リベラル政党、自由民主党（VVD）の国会議員でした。同じ政党、当時連立与党だったんですが、移民担当大臣のリタ・フェルドンクは、まずヒルシ・アリの議員特権を剥奪したうえに、国籍を剥奪するという暴挙に打って出ます。のちに、まわりの国にたいへんな非難を受けまして、このヒルシ・アリは、例えばドイツやフランスの新聞では、「黒いジャンヌ・ダルク」と書かれておりました。

よくわからないことが起きるんです。ヒルシ・アリはもともと非常に反イスラーム的な宣伝、プロパガンダをやっていた人物です。その点ではリベラル政党とは利害が一致していたんですが、しかし難民としての申請を偽ったという理由で、こともあろうに国会議員を国外追放するという、これも10年前のオランダだったら考えられないですね。しかもこれは論理が極めて混乱しているんです。ヒルシ・アリ自身は、アメリカの、かなり



保守系のインスティテュートだと思いますけど、アメリカン・エンタープライズに行ってしまった。行く話がもう既にできていたようです。あとで、フェルドンク移民担当相は、この国籍剥奪を撤回すると言っていますが、しかしヒルシ・アリはもう行ってしまったと。アメリカの当時のネオコンのサイトを見ていると、オランダはヒルシ・アリを失い、わが国はヒルシ・アリを得たと書いてあるんですね。

虚偽かどうかは、ヒルシ・アリ自身が認めるまで私も知りませんでした。ソマリアでそういうことが起き得るであろうなとは私も思っていました。しかし、虚偽の脚本によってイスラムの憎悪を掻き立て、テオ・ファン・ゴッホ監督の死に結びついたことになります。そうすると、正直なところ、彼の死は何だったのか——共生について深刻な懸念を持たざるを得ません。

ヒルシ・アリ自身は非常に反イスラーム的なプロパガンダをおこなって、アメリカに行っていますが、そのプロパガンダの残滓はオランダに残ります。いまはリベラル政党のなかから生まれたヘルト・ウィルダースという新しいリーダーが登場して、その前、2002年のときは、ピム・フォルトウィンというのが出てきて、一時、議会のなかでわっと伸びたんですが、彼は暗殺されて、これは移民がらみではなく暗殺されたんですが、その次はいま、ウィルダースが非常に強い力を持ってきております。

次にフランス型ですけれども、フランス型は、9.11との前後でどういう関係にあるかと見てみると、理論的には異質な存在との関係性においては、9.11の影響を受けません。多文化主義型のほうが、つまり、さっき言ったように、壁を越えて相手方に入ることを想定しなかったために、実際にテロが起きて、自分たちの快適な生活が踏みにじられたとなった瞬間に、その攻撃が発生するんですが、フランス型の場合には、もともとフランス共和国への強い同化圧力がありますから、9.11

の影響をそのまま、論理的に受けるわけではないんです。ただ、国家原則や理念との齟齬を来している移民に対して、過剰に反応するようになります。ですから極めて内向きの、ある意味ではナショナリスティックな、彼らはナショナリスティックと言うんじゃなく、それは共和主義であるというふうに言えますけれども、そういう共和国主義に傾斜してくる。ですからフランスにおける宗教シンボルの「禁止法」というのは、2003年から議論されて、2004年に制定されますけれども、これは明らかにイスラムのスカーフ、ベールをターゲットにしていることは、もう議論の余地はありません。

ちなみに一つだけ言えば、議論のプロセスのなかで、これ見よがしなシンボルはいけないと言っているんですね。「これみよがし」、オスタンシブルとかオスタントワですけれども、何ををもって、これみよがしと言うのかは規定がない。具体的に政府があとで出しているのは、小さな十字架、小さなファトゥマの手ならいいと言っていました。ですが、スカーフを小さくしようがないじゃないですか。ばかげていますよね。小さなスカーフというのをやるんですか。十字架は小さくできますけれど。だから十字架は『ドラキュラ』の映画に出てくるような、大きいのを持ってきて、これはだめなんだそうですけど、ブローチならいい。

ユダヤ教徒の場合のキパはどうするかというのは問題になったとき、フランスは極めて歯切れが悪く、何を言ったんだかよくわからないんですが、要するに前から見たときに見えないからいいということらしいですね。あれはうしろに行かないと見えないでしょう。ところが、イスラムのスカーフはどこから見たって見えていますから、極めて明示的で、オスタンシブルであると、これみよがしであるということになります。これも奇妙な感じがするんですよね。もうちょっと論理的な議論にならないのかなと思ったんですが、最終



的に逐一この議論のプロセスを追っていくと、そういうものが次々に出てきてしまうんです。リセのムスリム女子学生のほうは対抗しましたよね。バンダナを巻いて登校したんですが、今度はバンダナも禁止だと。彼らなりに小さくしたんです。バンダナでもだめだと。バンダナも、訴訟になりましたけれども。次に、水泳帽みたいなゴムのキャップをかぶって、その上からかつらでどうだというのもやったんですけど、それでもだめだと。この議論の過程を見ていると、だんだんがっかりしてきました。ということは、われわれはフランスに過剰に期待していたのかもしれない。もう少し理性と論理が貫徹するんじゃないかと思っていたんです。ある意味では極めて原理原則、共和主義に立って、ライシテの世俗主義を守るんだと言っていますけれども、その運用規定の部分になると、さまざまな齟齬が出てくる。そういうところでは、ムスリムがターゲットにされていることについては、不問に付されるという状態でこんなにちに来たということです。

それから、このフランスの場合に、特に付け加えて申しあげておきたいのは、これはヨーロッパ内部での共存ではないんですが、このフランス共和国の世俗主義（ライシテ）というのは、ヨーロッパのなかでも孤立したシステムです。ほかの国にはありません。この問題に関して、敵対すべき相手を誤認しました。これはトルコのEU加盟反対に関して、極めて理性を欠いた対応をしたという外交上の問題ですけれども。つまり2002年に、トルコはEU加盟交渉、コペンハーゲン基準——コペンハーゲン基準というのは、人権とか、法の支配とか、市場経済のメカニズムですけれども——に関する規定をクリアすれば本交渉、加盟交渉に入るということがEUサミットで合意されます。ところが2004年に実際、本交渉が始まるあたりから、特にフランスで強いんですけれども、とにかくトルコは正式加盟国に入れるなという世論が高まってきます。ドイツでもそうす

し、あるいはデンマーク、オランダ、オーストリアなどの国が、トルコのEU加盟に反対を始めます。フランスがそこでEU加盟をブロックするために持ち出した論点、具体的な点で何があるかというと、一つはキプロスの承認問題でした。たしかに現在、キプロス共和国——ギリシャ系のほうです——は、EUのメンバーに入っていますね。2004年に加盟したんですけれども、キプロスの島自体は、北半分はトルコ系のムスリムが住んでいる地域で、南半分がギリシャ系なんです。ご承知のように、分断されていますよね。実は、ギリシャ系のキプロス共和国を承認するかしないかは、トルコにとってEU加盟交渉の条件ではありません。これをEU側は知っているはずですよ。どうしてかということ、キプロスの統合、南北の統合というのは、2004年の加盟直前に、国連の当時のアナン事務総長の提案したプランにしたがって、何とか統合しようとしたんです。住民投票にかけたんですが、アナン提案を北側のトルコ系のほうは受け入れたのですが、ギリシャ系が多数の反対で蹴ってしまいました。蹴ったために、分断された状態で、ギリシャ系のキプロス共和国がEUに加盟する。これはEUにとっては非常に大きな失態で、実際には統合させたらうで加盟させるはずだったものが、できなかったんです。現在、トルコがギリシャ系のキプロス共和国を承認していないのは、統合した場合には承認すると言っているんですけれども、それができないまま一方だけがEUに入ってしまったので、トルコとしてはギリシャ系キプロス共和国だけを単独で承認することはできないということなんです。しかもそのことが加盟条件ではないことは、EU加盟国はすべてわかっている。にもかかわらず、2005年の8月2日でしたけれども、当時のドビルパン首相が突然、加盟国の一つを承認していない国とは加盟交渉はできないというふうに言明して、このキプロス問題を理由にトルコとの交渉をブロックします。次に出てくるのは、アルメニア



虐殺を否定すると処罰するという法案ですけども、これも歴史認識の問題はともかくとして、トルコをターゲットとしていることは明らかですから、トルコの加盟に対してノーというさまざまなメッセージを、こうしてこの数年間のあいだに繰り返し出てきます。

その背景がどこにあるかなんですが、フランスにはもともとトルコ系の移民そんなに多くいるわけではありません。したがって、トルコ系移民が多すぎることからトルコに対する敵対感情があったわけではありません。実際、シラク大統領は任期の大半はトルコの加盟支持でリードしたので、末期になってから突然変わってしまった。次の大統領候補だったサルコジはだめと言っていました。となると、やはり9.11以降、ヨーロッパにも広がっていた反イスラーム感情というのが、向けるべき相手が、とにかくムスリムの国であればいいということで、トルコに向いてしまったのではないかと、これは想像ですけども、そういうふうに思います。

もう一つのドイツなんですが、9.11以降、ドイツで何か変わったかという、やはりこれも理論的には変わらないんです。異質な存在との関係というのはちゃんと規定していない国ですから、9.11以降、制度的に、ムスリムとの共存関係が変わったりすることはない。ただし、ドイツの場合非常に重要なのは、従来から外国人憎悪というのが、ドイツは強いですね。自分たちの問題として、外国人憎悪の問題があることをドイツ社会は自覚してきました。外国人に対する排除や差別を戒めるという主張はもちろんあるのですが、それを止めることはなかなかできなかった。従来の排外主義は人種や民族を対象にしていたんですが、9.11の後、宗教をターゲットにすり替えていきます。これはなかなかドイツの怖い点で、そもそも文化の相違だということで、民族的な差別があったんです。ところが文化の相違が、今度は価値とか、規範の相違に転換されて、つまりムスリムの

価値や規範とわれわれのものとは違う。しかも、彼らのものは民主主義に反する、人権に反するというかたちでのレトリックが、ドイツの場合、非常に急速に強く出てきます。明示的に差別を正当化いたします。

このことが大きな矛盾としてあらわれるのが、ドイツにおけるスカーフ問題なんです。フランスでのスカーフ問題は、憲法原則との齟齬が争われるものです。フランスにおいては、「国家と教会との分離法」が1905年に制定されていますので、100年の歴史を持っていますし、「憲法」上の原則です。しかしドイツの場合には、そのような世俗主義や、政教分離を「憲法」上の原則として持っていない。ドイツは政教分離国家ではありません。そのために、極めて奇妙なことが起きます。

アフガニスタン出身のフェレシュタ・ルディンという女性が、ドイツで教育を受けたうえで、シュツットガルトで小学校の教員の採用試験を受けます。彼女は教壇に立つときも、スカーフを外すことを拒んだために、シュツットガルトの教育庁から任用を拒否されます。これに対して、ルディンさんは行政訴訟を起こします。行政裁判は三審制ですけども、3回ともルディンは敗訴します。シュツットガルトの地裁、あの国は行政裁判所が別にありますので、連邦行政裁判所でも彼女は敗訴します。なぜ敗訴したかと、理由は大変複雑なんですけど、一つだけ挙げると、生徒の側の受け身の信教の自由が侵される危険があるという点が大きかったんです。つまり、あくまで、ここでの論争というのは、スカーフはイスラームのシンボルであるということは、ほとんど動かないんです。そのイスラームという宗教のシンボルを身に着けて教壇に立つと、生徒側にムスリムや、いまいろんな人たちがいますから、その子どもたちが受け身のかたちで信仰の自由を表明する機会を奪われる恐れがあるという点です。ところが、それでもルディンはあきらめずに、「憲法異議」を申し立てます。ドイツの場合、最高裁まで



行きましても、「憲法」に直接異議がある場合には、憲法異議というかたちで、連邦憲法裁判所に提訴できます。ルディンも憲法裁判所に提訴しました。その判決が、ちょうど9.11のあとに出てくるんですけども、ルディンは勝訴します。連邦憲法裁判所は、なぜルディンの訴えを認めたかという、公的役務に就いている公務員としての教員に服装規定がない。連邦法にせよ、州政府の法にせよ、そういう規定はない。規定がないものを脱がなければだめだということも言ってしまうと、今度はルディンの側の個人の思想、信条、宗教の自由に抵触するということで、憲法裁判所でルディンの訴えは認められるんです。しかし、ルディン個人は勝訴したんですが、憲法裁判所の判決には、後段の部分があって、民主的な立法者としてのラント（州）の議会は、この件について立法できるとしているんです。

そこからがたいへんです。南部のカトリックの強い地域を中心に、あっという間に、スカーフを禁止する条例が次々に可決されていきます。ルディン個人は勝訴したんですが、スカーフ問題はその後とわって出てきてしまいます。現在、九つのラントで禁止していますが、ここで二つの問題を指摘できます。一つは、カトリックの強い南部地域では、特にこれは政治家たちが明解に主張したことです。宗教のシンボルといっても、キリストの十字架とスカーフを同列に扱うなど、はっきり言っています。実は、スカーフがイスラームという宗教のシンボルかどうか、本来は論争すべき点だったんですが、最初からスカーフがイスラームという宗教のシンボルあるいは政治的イスラームのシンボルだという主張がきわめて強いんです。自分たちでそう言っておいて、南部へ行くと、同じシンボルだけれども、十字架と同列に扱うべき質のものではないというかたちで、今度は排除されるんです。南部バイエルン州の場合には、キリスト社会同盟（CSU）という政党が力を持っていますけれども、CSUも、他の地域

での兄弟政党であるキリスト教民主同盟（CDU）も、繰り返し同じ論理を使っています。まずシンボルだと。次に、シンボルとして十字架と比べるべくもないと言っているのは、要するに非常に否定的な意味で言っているのですが、だから果たしてスカーフが宗教的シンボルであったか、あるいはましてや政治的シンボルであったか否かについての冷静な議論がおこなわれなかったという点で、ドイツの場合大きな問題です。ベネディクト16世が南ドイツに行って講演した。例の講演でもめましたけれども、あのときにもドイツのキリスト教勢力は、ベネディクトに対して同情的というか、同意するような、同調する意見が出ていました。

さて、時間も迫ってきましたが、ちょっと視覚を変えて、EU というのはこの問題に何か答えが出せるのか。べつにヨーロッパがイコールEUではありませんけれども。私はあまり楽観的ではない。多分無理だろうと思うんですね。EU 自体は文化の多様性ということを前提にした組織ですけれども、加盟国の各々の国家の現構成員と、それから新たに入ってきた人たち、異質な存在とのあいだの関係を調停するような機能は、EU はまったく持っていないんです。そういう論理もありません。各国のなかの国民、例えばもっと原理的に言えば、加盟国が誰を国民にしているのか、国民の定義とは何かというようなことに関しては、EU は一切そのことは棚上げにしたうえでEU をつくっていますので、多文化主義型なのか、それとも同化主義型なのか、血統主義型なのかということについては、何ら EU は触れていないんです。したがって、そのようなもともとの加盟国の基本的な原理から、共存に対する障害が発生したとしても、EU がこれを調停する能力はありません。伝統的な反人種主義の延長線上にある排外主義に対する批判、反排外主義を唱えることはできる。しかし、その場合、必ず寛容ということを言いますけれども、このトレランスなる用語が何を



意味しているのが加盟国の定義によって違っているために、結局、みなどの国もトレランスを持たなければいけないというものの、意味している中身が違います。

例えば、宗教的な服装をする、宗教的なコミュニティを維持することはいいじゃないか。これはオランダやイギリスではトレランスのなかに入ります。しかし、フランスでトレランスに入るかというなら、これは絶対に入りません。実際、スカーフを着用した女性は「寛容」には扱われていません。スカーフをしている人に対して脱げと言っているわけですから。脱げと言っていることは、イントレラント（不寛容）じゃないかと思うのですが、もしフランス人に言えば、いや、そうではない、われわれはトレラントなんだ、彼女たちにスカーフを脱がせることによって、彼女たちを啓蒙するんだ、彼女たちに自由を与えるんだと言います。したがって、「スカーフを取れ」と命じることさえ、われわれの言う寛容なんだというふうになります。実はイギリスとフランスのあいだは議論が成り立たないんです。議論が成り立たないことについては棚上げにするというのは、各半世紀のEUのやり方でしたので、この種の問題については、EUは解決ができません。しかもEUが容認した文化の多様性というのは、イスラームあるいはムスリムを、現実にEUの世界のなかにいるムスリムを対象にしたときには機能しにくいです。なぜ機能しないかという理由は、個々の、いま、ざっとお話を分けてお話をしてきた限りでもおわかりのとおり、その国の原理原則によりますので、一概には言えません。ただ結果的にどのケースも排除のターゲットがムスリムに向かってしまう。

だからその点でスカーフの問題は象徴的だと思うんですけども、フランスで衝突しているのは、国家の世俗主義とのあいだの衝突です。しかし、ドイツでスカーフを規制するといって、ムスリムの移民側と衝突しているのは、どちらかと言

えば、ドイツはキリスト教国なんだから、もう彼らを見たくないという意味です。これも驚くべきことですが、私は十数前からベルリンの街頭で市民にインタビューをしてきました。ゼミの学生を連れてフィールドワークに行くときに、わずかなものですが、そういう共存に対する質問をしてきました。ここ、2、3年のことです。ドイツはキリスト教国なんだから、これ以上モスクが増えるのが嫌だ。ああいう姿は見たくない。だってスカーフというのは政治的な原理主義のシンボルなんでしょう。あれを学校へ持ち込むのはよくない。この種の意見が急速に増えています。この変化には愕然としました。前は、少なくともトルコ人だから嫌だと公言する、私は許可をとってビデオを撮っていますから、カメラの前でそういうことは口にしなかったはず。トルコ人がこれ以上いるのは嫌だということを言うのは極右の連中だけであって、普通の市民がそういうことは口にしない。いや、いてもいいんだよ。でも、彼らもドイツ語はちゃんと勉強してほしい——こういう主張には正当性がありますし、トルコ人をはじめムスリム移民の側も納得します。しかし、争点がイスラームにすり替わった瞬間、ここまで明示的に言ってくるのかと思うくらいはつきり差別が出てきます。

これらが重層的に重なったために、さっきもちょっと触れたんですが、トルコのEU加盟交渉に非常にネガティブな影響を与えています。トルコ側は動揺したんですね。いままで、つまり、トルコというのは1962年ぐらいからEUに加盟申請をずっとしてきて、1970年代、1980年代と、だめだ、だめだと言われてきたのは、トルコの軍の力が強いために、シビリアンコントロールができていない。軍が政治に干渉する。だから民主主義ができていない。クルド問題等に関しても人権の保障ができていない。こういう理由だった。それはコペンハーゲン・クライテリアというかたちで提示されて、2004年に一応EU委員会、欧州



委員会は条件をクリアしたと判断したんです。ところがトルコは長足の進歩を遂げたと判定されたところから、急速に EU 加盟国のいくつか、フランス、ドイツ、オーストリア、デンマーク、オランダですけれども、これらの国が強烈にトルコの加盟を阻害するほうに動き始めた。これは EU 側がもともとと言っていた、トルコで民主主義が充分でないとか、人権が充分でないとかいう理由とは違うということです。トルコを正式加盟国から外せという論理は、人権や民主化について、加盟基準を満たしたと EU 自身が認めたあとに出てくるんです。これは矛盾ですよ。まだまだトルコで民主化ができてないからだめだというんだったら、トルコ側は理解したはずですよ。

しかし、この条件はクリアされたと言われたあとに、先ほど言いましたけど、突然、キプロス問題は出てくる、アルメニア問題は出てくるということになると、トルコは強く反発し、非常に孤立感を深めてしまう。トルコ側で EU に加盟したいという世論が急激に減少したばかりか、EU に対する敵意が上昇してきているのは、深く懸念しているところです。このことが、今日の直接のテーマとは、ずれるかもしれませんが、いま、トルコという国で起きていることに、結局波及してしまっただろうなと思います。いま、それを私はまだ同時並行で見ている最中ですから、断定的には言えませんが、7月に総選挙がおこなわれて、トルコでは公正発展党という、比較的穏健なイスラーム色のある政党が圧勝しました。軍は非常にいらだっています。軍だけがその世俗主義を死守するという姿勢を貫いています。軍の出す声明というのが、徐々に悲壮感の漂うものになってきて、4月に軍は、当時大統領選挙の最中だったんですが、いまのアブドゥッラー・ギェル大統領に強い懸念を抱いていました。彼自身はイスラーム的な方向に国をリードしようという信念を持っている人です。4月27日だったと思いますけど、軍はウェブサイトに出しました。欧

米のメディアからは、「e-coup」って書かれましたけど、「e」は e-mail の「e」で。まだそういう政治干渉をやっているのかと。文章を読んでも、なかなか悲壮感があるんです。大統領選のこととか、世俗主義のことを直接言っているんじゃないんです。子どもの日のことを書いているんです。トルコには子どもの日があるんですけど、それは国家の祝日ですから、まったく宗教と関係ない。本来子どものためにあるべき祝日に、『クルアーン』の朗唱コンテストをおこなった国立の小学校が何校かあると。それに参加させるために、女の子たちに「時代遅れな服装」をさせ、しかも深夜に移動させた。軍がそんなことを声明に出してくることで、かなり軍自体が冷静さを失っているかもしれない。このような事態に直面しているさなかに、大統領選挙がおこなわれている。

今年トルコで、有名な流行語大賞みたいなのを選ばれると言われているんですけど「言葉ではなく、信念で」世俗主義を守ることがを要請するというようなメッセージで締めくくられています。それに対してもイスラーム政党側からは、まだ軍が干渉している。あるいは EU 諸国の側も、軍がまだ政治にこういうかたちで干渉するのかという批判的な意見が出されました。ただイスラーム政党の公正発展党は勝利しましたし、ギェルは大統領に選出されました。

いま、トルコの大統領官邸のホームページに入ると、面白い写真が出てきます。ギェル大統領本人の写真は小さな切手みたいな写真しか出てこないんですが、ファーストレディの経歴というところをクリックすると、ギェル大統領とギェル夫人のツーショットが出てくるんです。ギェル夫人はスカーフで髪を覆い、のど元も覆った服装で出てきます。トルコの大統領夫人がこういう姿になったのは、歴史的に初めてのことです。トルコという国自体は、公的な場でのスカーフの着用を禁止しているフランス型の世俗主義をこれまでとってきました。しかし、大統領夫人がそういうイス



部門研究 1 「一神教の再考と文明の対話」研究会

部門研究 2 「アメリカのグローバル戦略と一神教世界」研究会

ラーム的な服装をしたということで、「行政法」が改正されて、公的な職場での、公役務に就く場合のスカーフの着用については、自由化されていくでしょう。そのツーショットなんですが、よく見ると、二人のあいだにモスクが写っているんです。それもモスクのちょっとくぼんだ、壁画のような、ミフラブですね。ミフラブのようになっている、そこにモスクがいくつも写っている。自分たちのバックにモスクを出したということは、非常に象徴的です。大統領本人のホームページで本人の写真でそれをやったら、おそらく軍は追及したと思うんですが、あくまで奥さんの経歴というところをクリックするとそれが出てくるので、い

まのところ軍は何も言っていませんが、明らかに一つ一つそういうものを着実に、従来の非常にハードな世俗主義を崩す方向で、事態は進んでいます。そのことは、トルコにももちろん内在的な過去の問題から、そちらの方向に来ているということもありますが、ここ数年のスパンで言えば、EUの加盟国のいくつか、極めて理不尽なかたちでトルコを阻害したことが、結果的にトルコをそういう方向に変えていったということも否定できないだろうと思います。

だいたいこういうことで、私の話は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

西欧社会は、なぜ自ら共生の道を閉ざすのか～9.11以前と以後

内藤 正典（一橋大学大学院社会学研究科）

1. 国家の構成員と「異質な存在」との関係についての基本類型

- ＊ 多文化主義型…UK、オランダ…複数の宗教・民族集団の並存を前提。世俗主義を原則とせず。
- ＊ 国家原則・理念との契約型…フランス…契約によって異質性は解消されるはずとの幻想に立脚し、厳格な世俗主義を掲げる
- ＊ 異質な存在を想定しない型…ドイツ…キリスト教に特殊な地位。領邦制に由来するラント単位の教会とのコンコルダートを容認

2. 内在的な排除の論理

- ＊ 多文化主義型…名目上は存在しないが、「我々」と「彼ら」との境界の存在を前提
- ＊ 国家原則・理念との契約…契約違反に対しては排除を肯定する（排外主義とはみなさない）
- ＊ 異質な存在を想定しない…「異質な存在」に対する原則的対応がなく後追的に存在を認知。排除の論理が多様な形態をとって表出する

3. 9.11以前と以後の相違

- ＊ 多文化主義型…①9.11以後にイスラムフォビアが噴出、②相互不干渉を担保してきた彼我の境界が突然崩壊する、③攻撃の言説は、「極右的」と評価されることがしばしばあるが、伝統的な「極右」による排外主義に加えて「リベラル」によるイスラムフォビアが台頭。自己規定としては「リベラル」だが、本質的には「リパタリアン」であり、テロを「他者としてのムスリムによる我々の領域に対する侵犯」と捉えている点に特徴がある。④多文化主義のジレンマと自ら認識するも、相当な混乱を生じた。イスラムフォビアを扇動してきたアヤーン・ヒルシ・アリの追放・国籍剥奪措置（自称リベラル政党である VVD のリタ・フェルドンク 移民担当相による措置だが、後に撤回）はその典型。
- ＊ 国家原則・理念との契約型…①理論的には異質な存在との関係性においては9.11の影響を受けていない、②しかし、国家原則・理念との齟齬に過剰に反応する（フランスにおける宗教シンボル禁止法2003～2004）、③「異質な存在」への規制強化は「テロとの戦い」を名分に行われる、④特異に孤立したシステムのため、敵対する相手を誤認する（トルコの EU 加盟反対に関する理性を欠いた対応）
- ＊ 異質な存在を想定しない型…①理論的には異質な存在との関係性においては9.11の影響を受けていない、②従来から存在する「排外主義」が、人種・民族（黒人、トルコ人…）から宗教（イスラーム）をターゲットにすり替え、③「文化の相違」は「価値および規範の相違」に転化され、「我々」の民主的価値・規範と衝突するものとしてイスラームおよびムスリムを認識したうえで、明示的な差別を正当化、④論理的には成立しない「スカーフ規制」が「民主的な立法者としてのラント」によって法制化される、⑤排外主義には抵抗してきた伝統的左派勢力は③④に関して積極



的に加担したため、ベルリンのようなリベラルな都市で規制が強化される結果に、
⑥キリスト教勢力（カトリック）の強い南部地域では、「我々」のシンボルとして
キリスト教を前面に出してイスラームに敵対する動向が顕在化（十字架とスカーフ
を同列に扱えないという CSU の主張、ベネディクトゥス16世の発言への同調）

4. EU はこの課題にどう答えられるのか？

- * 加盟国の「国家の構成員規定と異質な存在とのあいだの摩擦」を軽減する論理も機能も EU にはない
- * 伝統的な反・人種主義の延長線上にある「反・排外主義」を唱え、寛容を説くことは可能だが、「寛容」の意味するところは上記の類型によって異なるので、EU には調整能力が欠如
- * EU が容認する「文化の多様性」は、イスラーム（ムスリム）を対象とした場合には機能しにくい
- * これらが重層的に2001年以降に現出したため、トルコとの加盟交渉は多くの障壁に直面する結果となった

イスラームにおける共存を妨げるもの

同志社大学大学院神学研究科教授

中田 考



1. 共存とは何を意味するか

そもそも「共存」とは何を意味するのか？

時間に関しては、同じ時間を共有しないもの同士については「共存している」とは言えないのは明らかと思われる。歴史を経た木造家屋と現代的な超高層ビルが並んで建っているような場合に、「過去と現在の共存」といった表現が比喩的になされることはあっても、実際には、過去の存在と現在の存在が同時に存在することはないからである。共存しているのは、遠い過去に作られて現在まで存続しているものと近い過去に作られて現在まで存続しているもの、共に現在存在しているもの同士でしかない。共存の有無、あるいは可否を有意味に語りうるのは共時存在者についてのみである。

空間に関しては、別の「物」が同時に同じ空間を共有することはありえない。神学の伝統において、「物」とは「空間を占めるもの」であり、同じ空間に二つ以上の「物」が共存することは範疇的に不可能である。

また一者については、「共存」を語ることはできない。一者は端的に存在しているだけであり、共存を語りうるのは互いに異なる複数の「物」同士についてでしかない。従って「物」の共存についての有意味な議論は、別の場所に同時に存在する互いに異なる「物」についてのみ成立すると取り敢えず言うことができそうに思われる。

しかし共存が別の場所にある物同士についてしか語れないとしても、地球上の物は全て、銀河系

の外の存在と「共存している」、と言った表現は、我々が通常思い浮かべるところの「共存」のイメージとはかけ離れていよう。相対性理論に従うならいかなる「物」にも超えることの出来ない光速をもってしても相互作用を行うのに何万年もかかる距離を隔てた「物」同士が、「同時」に「共存している」ということは無意味に思われるからである。

では空間的にどの程度の距離の間隔までであれば、共存が語れるのであろうか。常識的には、相互作用が可能な範囲にある「物」同士であれば、「共存」を語りうるように思われる。しかしそうだとするなら、相互「作用」が行われる以上、そこには時間の経過があり、時間の経過があるなら、そこには厳密な意味での「同時性」が成立し得ないのではないか、との疑問が直ちに生ずる。ある時の一点を共有している物同士は、その時点、その瞬間においては、共に静止しており、時間の経過がなく静止状態にある「物」同士には相互「作用」はないからである。従って「共存」を語る際の同時性は、点としての時ではなく、一定期間の幅を持った時間となる。現在のビッグバン理論に拠る宇宙論では宇宙の存在自体が時間的に有限であると考えられている以上、宇宙の中に存在するいかなる「物」であれその存在が時間的に無限であることはなく、したがってどんな「物」と「物」の間にも、過去において「無限」の時間の「共存」関係が存在したことはかつてなく、未来においても無限に続く共存関係は有り得ない。従って「共存」が成立するとしても、それは一定の有限の期間に過ぎないことになるが、どれだけ



の期間の間、別個の「もの」が同時に存在していた場合に、「共存」が成立した、と呼べるのかについては、一義的な基準は存在しない。「人間」を対象とする場合には、個体を問題とするならその寿命を考えれば、時間の幅は最大でも100年を大きく超えることはない、と言うことが出来そうだが、宗教、民族、国家などの「系譜的連続性を有する社会集団」、といったものの存在を前提とする議論においては、人類の歴史を超えることはない、という以上のことは言えない。

空間に話を戻しても、時間の幅に「客観的」に一義的な基準が設けられなかったのと同様に、一義的な基準は存在しないように思われる。インターネットや電話によって地上のどこにいても一瞬間にコミュニケーションが可能となり、政治・経済・軍事の全てにおいて、これらのコミュニケーション手段を有する者は、一瞬にして地上のどこに対しても巨大な影響を及ぼすことができるからである。アメリカやロシアの大統領であれば、その一瞬の決断によって世界のあらゆる都市を数時間のうちに灰燼に帰さしめることができるのである。人間に関する限り、共存の空間的範囲は、差し当たりは「地球上」との限定をつけることのみが有意味と思われる。

これまでの議論は「物」についてであったが、神学の伝統においては、世界内の存在者は、空間を占める「物」と、「物」を基体として「物」に宿ってのみ存在しうる「偶有」である。

宗教、思想、文化などは、それ自体としては「偶有」的存在であり、人間などの「物」に宿ることによって存在する。宗教を例にとれば、宗教は信仰者の形で人間に宿って、また寺社仏閣、教会、モスク、十字架、卒塔婆、宗教画などの宗教的象徴の形を取るか、また賛美歌、時祷のように「物」の発する一連の音となって、あるいは宗教書のように物に記され解説されることによって、人間に作用することによって初めてこの世界の中の存在者となる。但し、神学における「偶有」が

「点」的時間において生成消滅する「原子的」性質であるのに対し、宗教、思想、文化などは複合的であり、世界の中で、現実化するためには、一定の時間を要する。宗教音楽が、その要素たる点的時間における個々の音が単独で宗教的意味を担えないのは自明であるが、書物に書かれた教義や思想だけでなく、宗教建築や宗教画でさえ、人間が意識、理解し、宗教的意味が読み取られるためには一定の時間を要するのである。

先に、共存を語りうるのは、複数の「物」同士であり、一者について共存を語ることは無意味である、と述べたが、一つの「物」であっても、その偶有的存在に関しては、複数の性質の共存の有無、可否を語ることは可能である。一人の人間が同時に複数の宗教に帰属することが可能か否かは宗教学にとっては馴染みのテーマである。

理論的には、共存を語りうるのは複数の存在者についてであり、一者については共存の語の使用は不適切であるが、実は、部分の合成による複合体ではない「純粹単体」である「唯一神＝アッラー」とは異なり、この世界の中にある存在者は全て合成物であり、どの個体をとってもそれは複数の部分の合成物に過ぎない。通常、個体とみなされる一人の「ヒト」ととっても、それは四肢、五臓六腑などの身体所部位、あるいは細胞、分子・原子・素粒子などが「ヒト」が閉める空間の中で一定の関係を取り結びつつ一定の期間を「共存」することによって成立している事象なのである。個体についてすらそうであれば、そもそもが個体の集合概念である民族、国民、宗派といった概念は尚更であり、「一つ」の「民族」、「国民」、「宗派」と呼ばれるものが、その構成要素が「共存」している状態を示す「名」であることは言うを俟たない。

従って共存を語るにあたっては、取り敢えず、特定のレベルに定位して複数の存在者を切り出し、それらの間の関係を論ぜざるを得ないが、この問題構成においては、それらの個々の存在者は常にその下位のレベルの諸存在者の共存によって



成立する事象であり、また逆にそのそれらの個々の存在者の共存の状態は、その総体が特定の空間と特定の時間の集積として上位のレベルの「一つ」の個体としてそのレベルの他の個体との間で共存の関係をとり結んでいることが想定されており、このプロセスは無限に続くことが強調されなくてはならない。一つの宗教集団を例にとれば、ある宗教集団が一つの宗教集団と言えるのは、内部の諸宗派が一定の共存関係をとり結んでいるからであり、宗派もまた信徒の共存関係である。また宗教集団がその存在を維持しうるのは、その宗教集団が、その存在する地域社会なり、国家なりの中の他の集団と一定の共存の関係をとり結んでいるからに他ならない。またその地域社会や国家もまた同様で他の地域社会や国家との共存関係無しには存立し得ないのである。

こうした集団間の共存においては、微視的に見た場合にある集団構成員による別の集団の成員に対して局地的、一時的に物理的殲滅が行われたとしても、必ずしも、巨視的に見た場合に全体システムにおける共生に逆機能となるとは限らない。自然環境におけるライオンとシマウマの例を取ると、ライオンが一定のシマウマを捕食することにより、シマウマが増え過ぎて草を食べつくしての食料の欠如によるシマウマの絶滅を防いでいるケースでは、ライオンによるシマウマの捕食はライオンにとっての一方的な利益ではなく、両者の共存にとって順機能を果たしていることになる。共存の観点からは、当事者の「善意」、「悪意」に対する「倫理的評価」を一旦括弧に入れた上で、当事者の意図とは無関係な客観的な「潜在機能」(マートン)を分析する必要があるのである。但し、こうした共存関係を考える場合にも、関係を成り立たせる時間と空間の設定には、客観的で一義的な基準はなく、恣意的な時空の設定による分析の結果の安易な一般化は慎まなくてはならない。

要約しよう。無限の時間、空間における「共存」を語ることは出来ず、有意味な議論は一定の時間

と空間の幅の設定を要するが、その設定に対して予め与えられた普遍的に有効な基準は存在せず、個々の議論に際して妥当な値を探さねばならない。また共存が一定の時空の場における複数の異なる個体間の関係である以上、議論の出発点においては一定のレベルにおける存在者の個体を措定する必要があるが、そうした個体としての「物」には、無数の偶有的性質の宿る場であり、またその個体自体が、下位のレベルの存在者に対しては共存の場として事象しており、逆に上位のレベルの存在者に対しては、その個体が共存関係を結んでいる他の個体と共に一つの個体を構成していることが忘れられてはならない。

また集団間の共存を考える場合には、異なる集団の個体間の微視的な関係に目を奪われず、当事者の意図とは無関係な潜在機能にも目配りを忘れず、システム全体における諸集団の共存を巨視的に捉える必要があるのである。

以上のような「共存」を語るに当たって注意を要する諸前提を確認した上で、以下にジハードをキーワードとしてイスラームにおける共存の問題を論じていきたい。

2. 共存の装置としてのカリフ制

「イスラームにおいて共存を妨げるものがあるか」との問題設定が有効であるためには、どのような時空が妥当であろうか？

イスラームの自己理解においては、イスラームとはアダム以来の全ての人類の宗教であるばかりでなく、宇宙の森羅万象の存在様態でもある。このイスラームの自己理解に即するなら、そもそも「イスラームにおいて共存を妨げるものがあるか」との問い自体が意味を成さない。先ず確認すべきは、「イスラームにおいて共存を妨げるものがあるか」と問う発想自体が、イスラームにとって外部の視点であって、イスラームの内部の視点に立つ者からの応答を期待することは出来ないということである。肯定であれ否定であれ、いかな



る答えであれ、このような質問に対してそもそも回答があったとしたなら、それはイスラームの外部の視点に立つものでしかありえない。

イスラームの外部の視点から見るとき、イスラームとは6世紀から7世紀にかけてアラビア半島で預言者として活動したムハンマドの創唱した宗教であり、今日においては世界中に十数億人の信徒を要する世界宗教である。この外部視点に立つなら、問題設定において有効な時空の幅は、差し当たり時間的には預言者ムハンマドによるイスラームの開教以来現在まで、そして現在の我々の世代が生きるであろう近未来を含めた約1450年、空間的には前近代においては南北アメリカとオーストラリアを除く地上のほぼ全領域、近現代においては地表の全て、としておいてよからう。

先に述べたように本稿では宗教はそれ自体としては存在せず、信徒や宗教建築などの、宗教的象徴などに宿ってのみ存在するとの立場を取る。この立場に立って、宗教の共存を考えるなら、共存とは、信徒および、宗教的象徴の共存を意味することになるが、イスラームは歴史的には1400年にわたって、「啓典の民」と呼ばれる中東のキリスト教、ユダヤ教、及びゾロアスター教のみならず、ヒンズー教、仏教、儒教、道教、そして各地の民間信仰、そして近現代においては、共産主義などの無神論的諸イデオロギーの信奉者、およびそれらの象徴とも共存してきたのが事実である。これはコンスタンチヌス体制とも呼ばれるキリスト教ローマ帝国＝カトリック教会の元で、ローマ、ギリシャの宗教、ミトラ教などキリスト教を除く全ての宗教がユダヤ教を除き根絶されたのとは顕著な対象を示している。

但し総論としては、イスラームが他の諸宗教と共存してきたのが歴史的事実であっても、それはそれぞれの信徒集団、宗教象徴などを集合として概観した場合であり、個々の要素を単体で見た場合には、そうは言えない。時間的には、いかなる文明、文化、宗教、国家の下であれ、人は死に、

物は壊れるのであり、当然のことながらイスラームもそれと関わる人の死、物の毀滅を押しとどめて永遠の共存を実現することはできない。イスラームの歴史においてもムスリムであれ、異教徒であれ、過去の人間は全て死に逝き、ムスリムのものであれ、異教徒のものであれ、宗教象徴の多くは消失し今はなく、あるいは遺跡と化している。空間的には、イスラームと他宗教との「共存」には、大きな地域差がある。かつては異教徒が存在したが、現在は殆ど消滅した地域も多数存在する。コプト教が今なお健在なエジプトを除き、北アフリカでは土着のキリスト教徒はほぼ消滅しており（ユダヤ教共同体はイスラエル建国後もなお存続している）、アフガニスタンでは、仏教徒は消滅し、バーミヤンなどの宗教象徴の遺跡が残るのみである。つまりこれらの土地では、一定の期間に亘って共存の状態が続いたが、その間に同時並行的に徐々に消滅のプロセスも進んでいったのであり、これらの事例が「共存」の有無が二項的に一義的に決まるものではないことを示している。

またイスラーム史上、他の宗教との共存の「事実」があった場合、その全てを「イスラームにおける共存」と呼びうるのか否かは検討の余地がある。「民主主義」と呼ばれる、あるいは称するイデオロギーを例に取れば、「民主主義」は、事実として近現代史上さまざまな形で、ナチズム、ファシズム、スターリニズム、共産主義などと共存していたし、今なお、君主制、独裁制、教皇制、貴族性、共産主義、民族主義、国粹主義、軍国主義などと共存している。そうした「事実」をもって、民主主義のそれらの政治体制、イデオロギーとの「共存」を語ることが妥当であろうか。また法治主義を標榜する国家において選挙、行政、司法などに縁故主義が蔓延している「事実」があった場合、法治主義と縁故主義の「共存」を語ること、あるいは平和主義を説く宗教の信徒が殺人を犯す、あるいは戦争を引き起こす「事実」があった場合、平和主義と殺人、戦争の「共存」



を語ることは妥当であろうか。

民主主義とナチズム、スターリニズムの「共存」については、スターリニズムは「民主集中制」を採る「スターリニズム」こそが真の民主主義であるとして民主主義を自称しており、ナチズムは「指導者民主主義」とも呼ばれていたが、民主主義はスターリニズムやナチズムと共存していたと言うよりも、ナチズムやスターリニズムの政治体制下では民主主義はなかった、と言う方が常識に適う様に思われる。縁故主義が蔓延する国家は、たとえその国家が法治主義を標榜していようと「縁故主義と共存する法治主義国家」とは呼ばれず、端的に法治主義国家ではないと言われるべきであろう。また平和主義を説く宗教の信徒が戦争を始めた場合、その宗教が信徒間に平和主義と戦争の共存を実現させた、と述べるより、その宗教の平和主義が機能しなかったが故に戦争が起きた、あるいはその宗教の規範の逸脱者、あるいは「異端」が戦争を引き起こした、と述べるほうが説得力を有する様に思われる。「民主主義」、「法治主義」、「平和主義」は、偶有的性質であって、それらが「宿る」ことによって、その宿った「物」が「民主的」「法治的」「平和的」になるのであって、どのような「物」であれ、その「民主主義」、「法治主義」、「平和主義」の自称の「事実」により、その物が「民主的」「法治的」「平和的」になるのではない。

つまり思想、理念、宗教のような偶有的性質の「共存」については、「物」の「事実」のみを語る「客観的」立場からは、共存を有意義に語ることはできず、それらの偶有的性質の主體的な規範的概念規定が不可欠なのである。イスラームに即して言えば、「イスラームと他の宗教、文化の共存の事実」があったとしても、そこで他宗教、他文化と共存していたのはそもそも本当に「イスラーム」であったのか、たとえそこにあったものがイスラームではあったとしても、それは正常に機能していたのか、あるいはそれはイスラームの中の

逸脱的部分だけではなかったのか、が問われなければならないのである。

但し、外部的視点から記述する場合に、教義からの逸脱部分をその教義の一部として記述しない規範的アプローチは、必ずしも実践的に逸脱の抹殺を要請するわけではない。逸脱に対する対処法は、それぞれの文化、宗教によって異なるが、逸脱についても明示的なルールを有しているのがイスラームの特徴であり、イスラームは背教にまで達した逸脱には死刑を定めており、共存を決して許さないが、背教の基準は緩やかであり、背教に達しない逸脱には処分はなく、そもそも逸脱を詮索する異端審問のような制度を持たない。したがって逸脱自体はイスラームの一部ではないが、一定限の逸脱の存在を常態と認める醒めた認識に立ち、その逸脱が限度を超えない限りでのその逸脱との共存の許容は規範的イスラームの一部に組み込まれているのである。その点においてイスラームの世界観は、一定量の犯罪の「存在」は社会の健全性の現われだと考えたデュルケームの現実主義と通呈する、とも言えよう。

本発表では、西暦10世紀頃に成立、13世紀頃に確立し、その後、現在に至るまで、ムスリム居住地全域で、高度に均質的に安定して存続しているスンナ派、及び12イマーム・シーア派の法学・神学の規定するところの「イスラーム」あるいは、その「イスラーム」の宿った「物」である、信徒、社会、制度、文化財などを「イスラーム」とし、その規範的な「イスラーム」と他宗教、他文化との共存の可能性を考える立場を取る。

イスラームは時間的にも空間的にも広範な広がりを持っており、その他宗教、他文化との関わり方も絶望的なまでに多様である。しかし規範的イスラームの世界観を参照することで、多様性を一定程度までパターン化、整理することができる。古典イスラーム法学は、地表を、イスラーム法の法治空間である「イスラームの家 (dār al-islām)」とその外に広がる無法地帯「戦争の家 (dār



al-harb)」に大別する。「イスラームの家」とは、ムスリム共同体全体の長であるカリフが、領土を外敵の侵略から防衛すると同時に、イスラーム公法に則り住民の生命、財産、名誉を護り、宗教に関しては、宗教共同体毎にその自治を保障するシステム、即ちカリフ制が実現される場である。実のところ、イスラーム法は二元的であり、全ての市民が従うべき公法（公共法）と共同体法とに分けられ、公法が宗教の違いに関わらず一律に強制されるのに対して、宗教的儀式だけではなく家族法及び服装規定等を含む宗教領域においては宗教を基礎とした各共同体が各自の共同体法に従った自治を行うことを認めるゆえに、多元主義的である、その意味で、イスラーム法による支配たるカリフ制は「世俗的」とも言える。そしてこのイスラーム的法治空間「イスラームの家」を地上全体に広げることがイスラーム的政治、即ちカリフ制の目的・理念となり、「イスラームの家」と「戦争の家」の関係を律する法が、「ジハード」法、あるいは「シヤル」法と呼ばれる戦時外交法である。

「イスラームの家」と「戦争の家」の関係が、「ジハード／シヤル」法と呼ばれる戦時外交法（ジハード／シヤル）によって規定されるのに対して、「イスラームの家」の内部におけるムスリムと異教徒の関係はイスラーム法の「庇護民」の法によって規定される。つまり、イスラームは、その他宗教、他文化の「共存」のあり方について、「イスラームの家」の内部とその外部とで異なる二つの別のルールを有しているのであり、両者がイスラームにおける他宗教、他文化との共存の二つの基本パターンとなるのである。従ってイスラームと他宗教、他文化の共存を考えるにあたっては、先ず、「ジハード／シヤル」法と「庇護民」の法、を参照すればよいことになる。

勿論マックス・ヴェーバーの指摘を俟つまでも無く、法の妥当には、当該社会の全構成員によるその遵守のみならず、支配者によるその施行の貫徹さえも必要としない。

（法命題の妥当という概念にとって）重要なのは、とくにそのことを任務としている一群の人びとが、規範違反という事実が純粹にそれとして存在しているだけの場合にも、したがってこの「規範違反という」形式的な理由を主張することだけによって、介入してくる十分に強力なチャンスが事実上存在しているということのみである。（M・ウェーバー『法社会学』創文社昭和53年6月30日10頁）

共同社会行為に参加している人たち——この共同社会行為に対する事実上の影響力を、社会的に重要な程度に握っている人たち——が一定の秩序を妥当力あるものと主観的にみなし、また實際上、そのようにとり扱う、つまり彼ら自身の行為をこの秩序に志向させる、というチャンスが存在している場合…。（同上3頁）

いかなる法秩序であれ、法を破る者の存在だけでなく、法を施行すべき支配者自身による法の蹂躪が存在する。イスラーム法も例外ではない。「事実」としてはイスラーム史上においても、「庇護民」法も「ジハード／シヤル」法がいつでも完全に遵守されたわけではなく、多くの逸脱が存在したが、本発表では、規範的イスラームの共存のパターンを示すことに主眼を置き、逸脱については歴史的に生じたいくつかのパターンの例を挙げるにとどめたい。

既述のように、カリフ制はイスラーム公共法に基づき全市民へ治安を保障し、宗教を基礎とした各共同体に対し自治をゆだねる法治空間「イスラームの家」の実現を目指す「世俗的」支配である。ところがカリフ制が「世俗的」であるのは、イスラームの使命の本質自体に由来する。イスラームの使命は（1）イスラーム的統治、つまりカリフ制の拡張、（2）自由意志によるイスラームの信仰の宣教の2段階構えである。なぜならば、武力による強制が実施されるのは、納税を伴うイ



スラーム公法の遵守が拒絶された場合にのみであり、イスラームの信仰が拒絶された場合ではないからである。イスラームでは、信仰を強制することは無意味と考えるので、信仰を強制することは無く、また内心の信仰の当否を知る者はアッラーフしかいないため、信仰告白の言葉以上に、信仰を詮索することは無い。そして異教徒には、イスラームの統治の理念への思想的にも政治的にも積極的なコミットメントは一切求められず、ただ納税し、イスラーム公法に外面的に従っていれば、「受動市民」として「能動市民」たるムスリムと同じ生命、財産、名誉の安全を保証されるのである。

1945年にドイツが破れ占領された後で、カール・シュミットはしばらくの間、ソヴィエト支配地と米国支配地区の両方に住んだ。そこは後にドイツ民主共和国とドイツ連邦共和国に変わった場所である。各占領地での経験の比較を基にして、カール・シュミットは、米国のリベラリズムは軍事思想でありソヴィエト共産主義よりもなお妥協を許さぬ傾向を持つものであることに気づいた。米国人たちはシュミットがリベラル民主主義を信奉している証拠をみせろと要求した。一方でロシア人たちは決して彼に共産党宣言に誓いを立てるように求めなかったのだ。この個人的な体験によってシュミットは、近代米国リベラリズムが、イデオロギーの自由や好きな生き方をするといったパラダイムではなく、攻撃的イデオロギーであり彼が非常に嫌った共産主義よりももっと危険かもしれないイデオロギーであると、いう結論に達した。(イブラヘル・シャミール「リベラリズムの暴政」『真相の深層』2007年3月15日13号、39-40頁)

イスラームは地上全土をこのイスラーム法の法治空間「イスラームの家」と化することを使命とするが故に、普遍主義・拡張主義・帝国主義的と呼ばれる。そしてこの使命が暴力によって阻止され

た時点で、法学的意味のジハードが発動する。

「ジハードは私の召命以降、最後の我がウンマ（イスラーム共同体）がダッジャール（偽キリスト）と戦うまで継続する」のハディース（アブー・ダーウード）の示すようにイスラームの戦争観は二重の意味でリアリスティックである。つまり、(1) イスラーム法による統治を武力によって阻止しようとする悪の勢力はいつの世にも存在し、それゆえ世界に戦争がなくなり平和になることはなく、(2) またイスラームは最後のイエスの再臨、救世主（マフディー）の出現、という神の直接的介入がない限り、通常の歴史においてその悪の勢力に勝利することはできない、との醒めた認識がイスラームの戦争観を特徴付けているのである。この意味では、イスラームは、他宗教、他文化との「共存」がやむを得ないこの世の「現実」であることをその世界観の中に組み込んでいる、とも言うことができよう。

「イスラームの家」の拡張は、宣教から始まる。イスラームの宣教はカリフの責務である。カリフは先ず、「イスラームの家」の外部、「戦争の家」にイスラームの教えを伝えなければならない。カリフの使節の宣教に応じて住人がイスラームに入信すれば彼らの土地は「イスラームの家」に編入される。新たにイスラームを受け入れた新入信者には他のムスリムと全く同じ権利と義務が生ずる。アッラーフは聖クルアーンの中で明瞭に述べている。

「啓典を授けられた者たちで、アッラーフも最後の日も信じず、…（中略）…彼らが卑しめられて手ずから税を支払うまで戦え」（クルアーン 9章29節）。

さらに、教友アル＝ムギーラはニハーバンドの戦いの日にペルシア軍に対して

「我々の預言者は、我々に対してお前達がアッラーフのみを崇拜するか、税（ジズヤ）



を支払うまでお前達と戦えと命令した」

と述べたと伝えている。(アル＝ブハーリー)

入信を拒んだ者には納税のオプションが与えられる。税の額は学派によって異なるがシャーフイー法学派、ハンバリー学派によれば、富裕層は年間4ディナール(約5万円)、中間層は2ディナール、貧困層は1ディナール、最貧困層は免除される。

納税のオプションが与えられる異教徒の範疇は法学派によって異なる。マーリキー派では全ての異教徒、ハナフィー派及びハンバリー派の少数説ではアラブの多神教徒を除く全ての異教徒、ハンバリー派、シーア派ではユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒、シャーフイー派では、歪曲されないオリジナルなキリスト教、ユダヤ教の信者の子孫及びゾロアスター教徒のみとなる。

納税を拒んだ場合に戦闘になる。休戦は許されるが、無期限の休戦は許されない。休戦期間の上限は、シャーフイー派、ハンバリー派、シーア派では10年、ハナフィー派、マーリキー派では上限は無くカリフの裁量による。

休戦協定が結ばれた場合には、ムスリムには協定の遵守が義務となる。休戦協定が結ばれれば、協定が有効な間は、敵国内でムスリムが迫害を蒙ってもその支援のために武力介入することは許されない。

「…信仰したが(イスラームの家)に移住しない者は、彼らが移住するまで、お前たちには彼らに対して何の責任も無い。しかし彼らが宗教のことでお前たちに助けを求めるなら、お前たちには支援が義務となる。ただしお前たちとその者たちの間に協約がある民に対しては別である。アッラーはお前たちが行うことに通曉し給う。」(8章72節)

「イスラームの家」の内部での異教徒の恒久的共存は庇護関係によって保障されるが、一次的な

滞在は、以下のクルアーンの節による安全保障の付与によって許可される。

「もし多神教徒のひとりがおまえ(ムハンマド)に庇護を求めたなら、彼がアッラーの御言葉を聞くまでは彼を庇護し、それから安全な場所に送り届けよ。それは、彼が知らない民だからである。」(クルアーン9章6節)

安全保障の付与は、「イスラームの家」に住むあらゆるムスリムの権利であり、誰か一人が安全保障を与えたなら、他のすべてのムスリムはそれに拘束される。

安全保障は背教者を除くあらゆる異教徒を対象とするが期間は1年で、1年を超える場合、出国するか、庇護民となって残留するかを選ばねばならない。

イスラーム法の施行される「イスラームの家」の中でムスリムにとって共存が可能な対象を整理しよう。

共存には恒久的共存の対象である「庇護民」と一時的共存の対象である「安全保障取得者」に分かれる。

税の支払い、イスラーム公法の遵守の承認は両者共通の条件である。なお、イスラーム公法の遵守の承認はムスリムにとっても信仰の条件であり、またムスリムには税(ジズヤ)ではなく淨財(ザカー)の支払いが義務となる。

「安全保障取得者」は、イスラームから背教した者を除き、あらゆる異教徒になることが可能である。

「庇護民」の条件は学派によって違うが、最も緩やかなマーリキー派、ハンバリー派の少数説では、背教者以外の全ての異教徒、最も厳しいシャーフイー派では、本来の教えを保持しているキリスト教徒、ユダヤ教徒、ゾロアスター教徒のみであり、実際には現存するキリスト教徒、ユダヤ教徒、ゾロアスター教徒のほぼ全てが排除される。



「物」に関しては十字架のような宗教的象徴は人目につく「公的」な場には存在することが許されない。既存の教会、シナゴグのような宗教施設は、保護されるが、新築はもとより改築も許されない。但し、武力征服ではなく、当初からの講和により庇護契約を結ぶ場合、改築を契約の条件につけた場合はその条件は有効である。

庇護民、ムスリムと同じく生命、財産、名誉を保証され、その意味においてムスリムとの共存が可能であるが、それは庇護民がムスリムと平等な扱いを受けることを意味しない。

例えばハンバリー派によると庇護民に対する差別待遇は以下の通りである。

ムスリムとの識別。馬を除く駄獣には鞍でなく荷鞍を敷いて乗る。集会で最初に発言することは不可。そのために起立することも、先に挨拶することも不可。教会の新築、転売、破損箇所の改築は不可。ムスリムのものよりも高い建物、同じ高さの建物の建築不可。酒、豚、鐘を人目に晒すこと、また彼らの聖典を朗唱することも不可。キリスト教徒のユダヤ教への改宗、およびその逆も不可。

こうした差別待遇が、長期的にはイスラームへの入信の動機付けとなったことは十分に考えられる。イスラーム世界は宗教の博物館と言われるように多くの宗教・宗派が残っているが、徐々に異教徒の数が減り、現在ではムスリムが多数派になっている土地が多いのも事実であり、それにはイスラームの教義に惹かれての自発的な入信だけではなく、差別待遇を解消するための「世俗的」動機によるものもあったと思われるからである。

3. イスラームにおける共存を妨げるもの

「イスラームの家」においては、背教者とは絶対的に共存の余地は無いが、それ以外の異教徒との共存は、カリフがどの学説を採用するか、及び、その時点の政治状況に左右されることになる。

序で述べたように「別の物」同士の「共存」を語る文脈は本来的には「同じ場所」では相互作用

が可能な程度に近接した「別の場所」である。

たとえ「イスラームの家」において共存できない異教徒であっても、「戦争の家」にいる限り、カリフが休戦協定を結べば、共存は可能になる。無期限の休戦は許されないが、ハナフィー派、マーリキー派では上限無く長期の休戦が可能であり、10年を上限とする他学派でも更新は可能であるため、事実上は無期限に延期が可能である。従ってイスラーム法上は、「戦争の家」に住む異教徒との共存は休戦協定の締結により可能であり、その更新の繰り返しにより、共存の可能性に時間的な限界は無い、ということになる。

但し、休戦は法的に可能である、というだけであり、実際に休戦が選ばれるか、戦争になるかはその時点での政治状況次第ということになる。

イスラームは庇護と安全保障の制度により、宗教的自治権を有する異教徒との共存を組み込んだ「イスラームの家」の概念を発達させた。またこの「イスラームの家」での共存ができない異教徒とも、彼らが「戦争の家」に居る限り、休戦協定を結ぶことによって、彼らの信条、行為に一切干渉することなく共存することが可能となるのである。

ところがイスラームにおける共存が成立するためには、「イスラームの家」にカリフ制が樹立されることが前提条件であり、カリフ制が不在である以上、イスラーム法が施行されること、「戦争の家」との休戦協定の締結も不可能であり、イスラームとの安定した共存関係が構築される可能性も存在しない。

したがって「イスラームにおける共存を妨げるもの」とは現在のカリフ制不在の状況そのものということができる。

但し、「イスラームの家」は不可逆的に拡大するものと仮定されているために、一旦「イスラームの家」に組み込まれた土地は、異教徒に奪回されても理論上は「イスラームの家」のままであり、その再征服が義務になる。特にそこにムスリム住民が残存した場合はそうである。一旦「イスラーム



ムの家」に編入された土地は、異教徒に征服された後も、永久にその所有権がムスリムに帰属し、合法的に奪還できるのみならず、奪還が義務であり、征服した異教徒にはいかなる権利を生じないのに対して、ムスリムが征服した土地に対しては異教徒には何の請求権も生じないことは、異教徒にとっては受け入れ難い「不平等」と感じられるかもしれない。

そして現実問題としては、イスラームの家の土地が近過去に異教徒に奪回され主権と土地を奪われたムスリムが今なお存在している問題が、今日深刻な文明間・宗教間の対立・紛争と呼ばれているもの主要な原因となっているように思われる。パレスチナ問題はその最も典型的な一ケースに過ぎない。(アンダルスは当面問題となっていない)

今日の「イスラーム世界」、つまりかつての「イスラームの家」の版図は、おおむね、現在ムスリムが多数を占める、西欧型国民国家の領域と一致する。これらの国家群をここでは「ムスリム国家」と呼ぶとしよう。すると現在のムスリムは、ムスリム国家にマジョリティとして住んでいるか、非ムスリム国家にマイノリティとして住んでいるかのいずれかであることになる。

しかし当然のことながら、近代国家の国境と、「イスラームの家」、「戦争の家」の区分とは厳密には一致せず、かつてのイスラームの家の一部が、非ムスリム国家に組み入れられる場合も生じた。そのようにしてムスリムが国家のなかでマイノリティに転落した地域としては、インドのカシミール、タイのパタニ、またフィリピンのミンダナオ、ロシアのチェチェン、中国の新疆などがある。

そこで、非ムスリム国家に住むムスリムも、かつての「イスラームの家」の住民の子孫たちと、戦争の家の居留者の子孫および新規移住者に大別して考えることができる。したがって現在のムスリムは、その居住地の歴史的特性によって、①ムスリム国家の住民、②かつては「イスラームの家」の一部であったが現在は非ムスリム国家に組み込

まれた土地の住民、③かつての「戦争の家」に成立した非ムスリム国家に住む居留民の子孫および新規の移民に大分される。この区分は、今日の地域紛争とイスラームのかかわりを考えるうえでも有効だと思われる。

例えば、ムスリム同胞団は、エジプトやヨルダンのようなムスリム国家では、議会に進出して議会制民主主義の枠内で「イスラーム国家」樹立のための合法闘争をめざしているが、ユダヤ教徒によって占領されたパレスチナでは、ジハード（聖戦）による反体制武力闘争路線をとっている。

またジャマーアテ・イスラミーも、インド・パキスタンの分離独立による組織の分裂後は、ムスリム国家パキスタンではイスラーム法の施行によるパキスタンのイスラーム国家化を、ムスリムがマイノリティに転落した非ムスリム国家インドでは国家理念としての世俗主義の堅持を、ムスリムがマジョリティを占める両国の係争地カシミール地方では、インドからの分離独立とムスリム国家の樹立を求めている。以上からもわかるように、同系の民族、同じ団体であってさえも、地域の歴史的特性の相違によって、現実の政治的立場はまったく異なりうる。

戦争の家の居留民の子孫で有名な例としては、中国の回族がある。彼らは内婚集団をつくって宗教的アイデンティティをいまなお保持しているが、独自の言語、孤立した居留地をもたず、中国各地に散らばり、漢族に交じって小さなコミュニティをつくって暮らしているため、文化的にも漢族との同化が進んでいる。

また、今日の欧米のムスリムは、新規の移民と、非ムスリム国家に生まれその国籍を有する二世、三世など居留民の子孫、欧米人の改宗者の混成となっている。日本でも、とくにアジア地域を中心とするムスリム労働者の増大によって、ヨーロッパに似た状況が現出しつつある。

イスラームと他宗教、他文化の共存の方向性は、共存とはそもそも別の場所を占める異なる者



同士の一定の安定性を有する関係であることを考えれば、基本的に、ムスリムが権力の中心を担いながらイスラームの統治に共鳴する異教徒の庇護民と共存するイスラーム法の法治空間である「イスラームの家」と「戦争の家」が相互不干渉の協定を結び、人間の移動を自由化し、イスラーム法の統治を望む者は「イスラームの家」に移住し、「自由＝無法」を望む者は「戦争の家」に無条件に移住することができるシステムを構築することが最善と思われる。そのためには自由、平等を唱導する国家群は国境を完全に開放し、なによりも人間の移動の即時完全自由化を果たす必要があるのである。

結語

最初に指摘した通り、一なる創造主以外の全ての被造物は、複合物であり、その意味において純粹な「単体」は存在せず、万物は共存の場であり、イスラームも例外ではない。本稿では、便宜的に、ムスリム共同体をキリスト教徒、ユダヤ教徒などの宗教集団、あるいは民族、国民などと並ぶ単体として扱ったが、ムスリム共同体自体が、多くの「偶有」を異にするムスリムの単体（個人）の共存の場であり、またムスリム単体自体が無数の「偶有」の共存の場であり、それぞれのレベルで「共存を妨げるもの」を抱えていることは再確認しておかなければならない。

参考文献

中田 考「宗教学とイスラーム研究」『宗教研究』日本宗教学会 第78巻341号、pp. 25-52、2004/9.



「イスラームにおける共存を妨げるもの」レジュメ

中田 考（同志社大学神学部教授）

そもそも「共存」とは何を意味するのか？

時間に関しては、同じ時間を共有しないもの同士については「共存している」とは言えないのは明らかと思われる。歴史を経た木造家屋と現代的な超高層ビルが並んで建っているような場合に、「過去と現在の共存」といった表現が比喩的になされることはあっても、実際には、過去の存在と現在の存在が同時に存在することはないからである。共存しているのは、遠い過去に作られて現在まで存続しているものと近い過去に作られて現在まで存続しているもの、共に現在存在しているもの同士でしかない。共存の有無、あるいは可否を有意味に語りうるのは共時存在者についてのみである。

空間に関しては、別の「物」が同時に同じ空間を共有することはない。神学の伝統において、「物」とは「空間を占めるもの」であり、同じ空間に二つ以上の「物」が共存することは範疇的に不可能である。

また一者については、「共存」を語ることはできない。一者は端的に存在しているだけであり、共存を語りうるのは互いに異なる複数の「物」同士についてでしかない。従って「物」の共存についての有意味な議論は、別の場所に同時に存在する互いに異なる「物」についてのみ成立すると取り敢えず言うことができそうに思われる。

しかし共存が別の場所にある物同士についてしか語れないとしても、地球上の物は全て、銀河系の外の存在と「共存している」、と言った表現は、我々が通常思い浮かべるところの「共存」のイメージとはかけ離れていよう。相対性理論に従うならいかなる「物」にも超えることの出来ない光速をもってしても相互作用を行うのに何万年もかかる距離を隔てた「物」同士が、「同時」に「共存している」ということは無意味に思われるからである。

では空間的にどの程度の距離の間隔までであれば、共存が語れるのであろうか。常識的には、相互作用が可能な範囲にある「物」同士であれば、「共存」を語りうるように思われる。しかしそうだとするなら、相互「作用」が行われる以上、そこには時間の経過があり、時間の経過があるなら、そこには厳密な意味での「同時性」が成立し得ないのではないかと、との疑問が直ちに生ずる。ある時の一点を共有している物同士は、その時点、その瞬間においては、共に静止しており、時間の経過がなく静止状態にある「物」同士には相互「作用」はないからである。従って「共存」を語る際の同時性は、点としての時ではなく、一定期間の幅を持った時間となる。現在のビッグバン理論に拠る宇宙論では宇宙の存在自体が時間的に有限であると考えられている以上、宇宙の中に存在するいかなる「物」であれその存在が時間的に無限であることはなく、したがってどんな「物」と「物」の間にも、過去において「無限」の時間の「共存」関係が存在したことはかつてなく、未来においても無限に続く共存関係は有り得ない。従って「共存」が成立するとしても、それは一定の有限の期間に過ぎないことになるが、どれだけの期間の間、別個の「もの」が同時に存在していた場合に、「共存」が成立した、と呼べるのかについては、一義的な基準は存在しない。「人間」を対象とする場合には、個体を問題とするならその寿命を考えれば、時間の幅は最大でも100年を大きく超えることはない、と言うことが出来そうだが、宗教、民族、国家などの「系譜的連続性を有する社会集団」、といったものの存在を前提とする議論においては、人類の歴史を超えることはない、という以上のことは言えない。



空間に話を戻しても、時間の幅に「客観的」に一義的な基準が設けられなかったのと同様に、一義的な基準は存在しないように思われる。インターネットや電話によって地上のどこにいても一瞬の間にコミュニケーションが可能となり、政治・経済・軍事の全てにおいて、これらのコミュニケーション手段を有する者は、一瞬にして地上のどこに対しても巨大な影響を及ぼすことができるからである。アメリカやロシアの大統領であれば、その一瞬の決断によって世界のあらゆる都市を数時間のうちに灰燼に帰さしめることができるのである。人間に関する限り、共存の空間的範囲は、差し当たりは「地球上」との限定をつけることのみが有意味と思われる。

これまでの議論は「物」についてであったが、神学の伝統においては、世界内の存在者は、空間を占める「物」と、「物」を基体として「物」に宿ってのみ存在しうる「偶有」である。

宗教、思想、文化などは、それ自体としては「偶有」的存在であり、人間などの「物」に宿ることによって存在する。宗教を例にとれば、宗教は信仰者の形で人間に宿って、また神社仏閣、教会、モスク、十字架、卒塔婆、宗教画などの宗教的象徴の形を取るか、また賛美歌、時祷のように「物」の発する一連の音となって、あるいは宗教書のように物に記され解読されることによって、人間に作用することによって初めてこの世界の中の存在者となる。但し、神学における「偶有」が「点」的時間において生成消滅する「原子的」性質であるのに対し、宗教、思想、文化などは複合的であり、世界の中で、現実化するためには、一定の時間を要する。宗教音楽が、その要素たる点的時間における個々の音が単独で宗教的意味を担えないのは自明であるが、書物に書かれた教義や思想だけでなく、宗教建築や宗教画でさえ、人間が意識、理解し、宗教的意味が読み取られるためには一定の時間を要するのである。

先に、共存を語りうるのは、複数の「物」同士であり、一者について共存を語ることは無意味である、と述べたが、一つの「物」であっても、その偶有的存在に関しては、複数の性質の共存の有無、可否を語ることは可能である。一人の人間が同時に複数の宗教に帰属することが可能か否かは宗教学にとっては馴染みのテーマである。

理論的には、共存を語りうるのは複数の存在者についてであり、一者については共存の語の使用は不適切であるが、実は、部分の合成による複合体ではない「純粹単体」である「唯一神＝アッラー」とは異なり、この世界の中にある存在者は全て合成物であり、どの個体をとってもそれは複数の部分の合成物に過ぎない。通常、個体とみなされる一人の「ヒト」ととんでも、それは四肢、五臓六腑などの身体所部位、あるいは細胞、分子・原子・素粒子などが「ヒト」が閉める空間の中で一定の関係を取り結びつつ一定の期間を「共存」することによって成立している事象なのである。個体についてすらそうであれば、そもそもが個体の集合概念である民族、国民、宗派といった概念は尚更であり、「一つ」の「民族」、「国民」、「宗派」と呼ばれるものが、その構成要素が「共存」している状態を示す「名」であることは言うを俟たない。

従って共存を語るにあたっては、取り敢えず、特定のレベルに定位して複数の存在者を切り出し、それらの間の関係を論ぜざるを得ないが、この問題構成においては、それらの個々の存在者は常にその下位のレベルの諸存在者の共存によって成立する事象であり、また逆にそのそれらの個々の存在者の共存の状態は、その総体が特定の空間と特定の時間の集積として上位のレベルの「一つ」の個体としてそのレベルの他の個体との間で共存の関係を取り結んでいることが想定されており、このプロセスは無限に続くことが強調されなくてはならない。一つの宗教集団を例にとれば、ある宗教集団が一つの宗教集団と言えるのは、内部の諸宗派が一定の共存関係を取り結んでいるからであり、宗派もまた信徒の共存関係である。ま



た宗教集団がその存在を維持しうるのは、その宗教集団が、その存在する地域社会なり、国家なりの中の他の集団と一定の共存の関係を結び結んでいるからに他ならない。またその地域社会や国家もまた同様に他の地域社会や国家との共存関係無しには存立し得ないのである。

要約すると、無限の時間、空間における「共存」を語ることは出来ず、有意味な議論は一定の時間と空間の幅の設定を要するが、その設定に対して予め与えられた普遍的に有効な基準は存在せず、個々の議論に際して妥当な値を探さねばならず、また共存が一定の時空の場における複数の異なる個体の間の関係である以上、議論の出発点においては一定のレベルにおける存在者の個体を指定する必要があるが、そうした個体としての「物」には、無数の偶有的性質の宿る場であり、またその個体自体が、下位のレベルの存在者に対しては共存の場として事象しており、逆に上位のレベルの存在者に対しては、その個体が共存関係を結んでいる他の個体と共に一つの個体を構成していることが忘れられてはならないのである。

以上のような「共存」を語るに当たって注意を要する諸前提を確認した上で、以下にジハードをキーワードとしてイスラームにおける共存の問題を論じていきたい。

「イスラームにおいて共存を妨げるものがあるか」との問題設定が有効であるためには、どのような時空が妥当であろうか？

イスラームの自己理解においては、イスラームとはアダム以来の全ての人類の宗教であるばかりでなく、宇宙の森羅万象の存在様態でもある。このイスラームの自己理解に即するのなら、そもそも「イスラームにおいて共存を妨げるものがあるか」との問い自体が意味を成さない。まず確認すべきは、「イスラームにおいて共存を妨げるものがあるか」と問う発想自体が、イスラームにとって外部の視点であって、イスラームの内部の視点に立つ者からの応答を期待することは出来ないということである。肯定であれ否定であれ、いかなる答えであれ、このような質問に対してそもそも回答があったとしたなら、それはイスラームの外部の視点に立つものでしかありえない。

イスラームの外部の視点から見ると、イスラームとは6世紀から7世紀にかけてアラビア半島で預言者として活動したムハンマドの創唱した宗教であり、今日においては世界中に十数億人の信徒を要する世界宗教である。この外部視点に立つなら、問題設定において有効な時空の幅は、差し当たり時間的には預言者ムハンマドによるイスラームの開教以来現在まで、そして現在の我々の世代が生きるであろう近未来を含めた約1450年、空間的には前近代においては南北アメリカとオーストラリアを除く地上のほぼ全領域、近現代においては地表の全て、としておいてよからう。

先に述べたように本稿では宗教はそれ自体としては存在せず、信徒や宗教建築などの、宗教的象徴などに宿ってのみ存在するとの立場を取る。この立場に立って、宗教の共存を考えるなら、共存とは、信徒および、宗教的象徴の共存を意味することになるが、イスラームは歴史的には1400年にわたって、「啓典の民」と呼ばれる中東のキリスト教、ユダヤ教、及びゾロアスター教のみならず、ヒンズー教、仏教、儒教、道教、そして各地の民間信仰、そして近現代においては、共産主義などの無神論的諸イデオロギーの信奉者、およびそれらの象徴とも共存してきたのが事実である。これはコンスタンチヌス体制とも呼ばれるキリスト教ローマ帝国＝カトリック教会の元で、ローマ、ギリシャの宗教、ミトラ教などキリスト教を除く全ての宗教がユダヤ教を除き根絶されたのとは顕著な対象を示している。

但し総論としては、イスラームが他の諸宗教と共存してきたのが歴史的事実であっても、それはそれぞれの信徒集団、宗教象徴などを集合として概観した場合であり、個々の要素を単体で見た場合には、そうは言えない。時間的には、いかなる文明、文化、宗教、国家の下



であれ、人は死に、物は壊れるのであり、当然のことながらイスラームもそれと関わる人の死、物の毀滅を押しとどめて永遠の共存を実現することはできない。イスラームの歴史においてもイスラーム教徒であれ、異教徒であれ、過去の人間は全て死に逝き、ムスリムのものであれ、異教徒のものであれ、宗教象徴の多くは消失し今はなく、あるいは遺跡と化している。空間的には、イスラームと他宗教との「共存」には、大きな地域差がある。かつては異教徒が存在したが、現在は殆ど消滅した地域も多数存在する。コプト教が今なお健在なエジプトを除き、北アフリカでは土着のキリスト教徒はほぼ消滅しており（ユダヤ教共同体はイスラエル建国後もなお存続している）、アフガニスタンでは、仏教徒は消滅し、バーミヤンなどの宗教象徴の遺跡が残るのみである。つまりこれらの土地では、一定の期間に亘って共存の状態が続いたが、その間に同時並行的に徐々に消滅のプロセスも進んでいったのであり、これらの事例が「共存」の有無が二項的に一義的に決まるものではないことを示している。

またイスラーム史上、他の宗教との共存の「事実」があった場合、その全てを「イスラームにおける共存」と呼びうるのか否かは検討の余地がある。「民主主義」と呼ばれる、あるいは称するイデオロギーを例に取れば、「民主主義」は、事実として近現代史上さまざまな形で、ナチズム、ファシズム、スターリニズム、共産主義などと共存していたし、今なお、君主制、独裁制、教皇制、貴族性、共産主義、民族主義、国粹主義、軍国主義などと共存している。そうした「事実」をもって、民主主義のそれらの政治体制、イデオロギーとの「共存」を語ることが妥当であろうか。また法治主義を標榜する国家において選挙、行政、司法などに縁故主義が蔓延している「事実」があった場合、法治主義と縁故主義の「共存」を語ること、あるいは平和主義を説く宗教の信徒が殺人を犯す、あるいは戦争を引き起こす「事実」があった場合、平和主義と殺人、戦争の「共存」を語ることが妥当であろうか。

民主主義とナチズム、スターリニズムの「共存」については、スターリニズムは「民主集中制」を採る「スターリニズム」こそが真の民主主義であるとして民主主義を自称しており、ナチズムは「指導者民主主義」とも呼ばれていたが、民主主義はスターリニズムやナチズムと共存していたと言うよりも、ナチズムやスターリニズムの政治体制下では民主主義はなかった、と言う方が常識に適う様に思われる。縁故主義が蔓延する国家は、たとえその国家が法治主義を標榜していようと「縁故主義と共存する法治主義国家」とは呼ばれず、端的に法治主義国家ではないと言われるべきであろう。また平和主義を説く宗教の信徒が戦争を始めた場合、その宗教が信徒間に平和主義と戦争の共存を実現させた、と述べるより、その宗教の平和主義が機能しなかったが故に戦争が起きた、あるいはその宗教の規範の逸脱者、あるいは「異端」が戦争を引き起こした、と述べるほうが説得力を有する様に思われる。「民主主義」、「法治主義」、「平和主義」は、偶有的性質であって、それらが「宿る」ことによって、その宿った「物」が「民主的」「法治的」「平和的」になるのであって、どのような「物」であれ、その「民主主義」、「法治主義」、「平和主義」の自称の「事実」により、その物が「民主的」「法治的」「平和的」になるのではない。

つまり思想、理念、宗教のような偶有的性質の「共存」については、「物」の「事実」のみを語る「客観的」立場からは、共存を有意義に語ることはできず、それらの偶有的性質の主體的な規範的概念規定が不可欠なのである。イスラームに即して言えば、「イスラームと他の宗教、文化の共存の事実」があったとしても、そこで他宗教、他文化と共存していたのはそもそも本当に「イスラーム」であったのか、たとえそこにあったものがイスラームではあったとしても、それは正常に機能していたのか、あるいはそれはイスラームの中の逸脱的部分だけではなかったのか、が問われなければならないのである。



本発表では、西暦10世紀頃に成立、13世紀頃に確立し、その後、現在に至るまで、ムスリム居住地全域で、高度に均質的に安定して存続しているスンナ派、及び12イマーム・シーア派の法学・神学の規定するところの「イスラーム」あるいは、その「イスラーム」の宿った「物」である、信徒、社会、制度、文化財などを「イスラーム」とし、その規範的な「イスラーム」と他宗教、他文化との共存の可能性を考える立場を取る。

イスラームは時間的にも空間的にも広範な広がりを持っており、その他宗教、他文化との関わり方も絶望的なまでに多様である。しかし規範的イスラームの世界観を参照することで、多様性を一定程度までパターン化、整理することができる。古典イスラーム法学は、地表を、イスラーム法の法治空間である「イスラームの家 (dār al-islām)」とその外に広がる無法地帯「戦争の家 (dār al-ḥarb)」に大別する。「イスラームの家」とは、ムスリム共同体全体の長であるカリフが、領土を外敵の侵略から防衛すると同時に、イスラーム公法に則り住民の生命、財産、名誉を護り、宗教に関しては、宗教共同体毎にその自治を保障するシステム、即ちカリフ制が実現される場である。実のところ、イスラーム法は二元的であり、全ての市民が従うべき公法（公共法）と共同体法とに分けられ、公法が宗教の違いに関わらず一律に強制されるのに対して、宗教的儀式だけではなく家族法及び服装規定等を含む宗教領域においては宗教を基礎とした各共同体が各自の共同体法に従った自治を行うことを認めるゆえに、多元主義的である、その意味で、イスラーム法による支配たるカリフ制は「世俗的」とも言える。そしてこのイスラーム的法治空間「イスラームの家」を地上全体に広げることがイスラーム的政治、即ちカリフ制の目的・理念となり、「イスラームの家」と「戦争の家」の関係を律する法が、「ジハード」法、あるいは「シヤル」法と呼ばれる戦時外交法である。

「イスラームの家」と「戦争の家」の関係が、「ジハード/シヤル」法と呼ばれる戦時外交法（ジハード/シヤル）によって規定されるのに対して、「イスラームの家」の内部におけるムスリムと異教徒の関係はイスラーム法の「庇護民」の法によって規定される。つまり、イスラームは、その他宗教、他文化の「共存」のあり方について、「イスラームの家」の内部とその外部とで異なる二つの別のルールを有しているものであり、両者がイスラームにおける他宗教、他文化との共存の二つの基本パターンとなるのである。従ってイスラームと他宗教、他文化の共存を考えるにあたっては、先ず、「ジハード/シヤル」法と「庇護民」の法、を参照すればよいことになる。

勿論マックス・ヴェーバーの指摘を俟つまでも無く、法の妥当には、当該社会の全構成員によるその遵守のみならず、支配者によるその施行の貫徹さえも必要としない。いかなる法秩序であれ、法を破る者の存在だけでなく、法を施行すべき支配者自身による法の蹂躪が存在する。イスラーム法も例外ではない。「事実」としてはイスラーム史上においても、「庇護民」法も「ジハード/シヤル」法がいつでも完全に遵守されたわけではなく、多くの逸脱が存在したが、本発表では、規範的イスラームの共存のパターンを示すことに主眼を置き、逸脱については歴史的に生じたいくつかのパターンの例を挙げるにとどめたい。

既述のように、カリフ制はイスラーム公共法に基づき全市民へ治安を保障し、宗教を基礎とした各共同体に対し自治をゆだねる法治空間「イスラームの家」の実現を目指す「世俗的」支配である。ところがカリフ制が「世俗的」であるのは、イスラームの使命の本質自体に由来する。イスラームの使命は (1) イスラーム的統治、つまりカリフ制の拡張、(2) 自由意志によるイスラームの信仰の宣教の2段階である。なぜならば、武力による強制が実施されるのは、納税を伴うイスラーム公法の遵守が拒絶された場合にのみであり、イスラームの信仰が拒絶された場合ではないからである。イスラームでは、信仰を強制することは無意味



と考えるので、信仰を強制することは無く、また内心の信仰の当否を知る者はアッラーフしかいないため、信仰告白の言葉以上に、信仰を詮索することは無い。

イスラームは地上全土をこのイスラーム法の法治空間「イスラームの家」と化すことを使命とするが故に、普遍主義・拡張主義・帝国主義的と呼びうる。そしてこの使命が暴力によって阻止された時点で、法学的意味のジハードが発動する。

「ジハードは私の召命以降、最後の我がウンマ（イスラーム共同体）がダジャール（偽キリスト）と戦うまで継続する」のハディース（アブー・ダーウード）の示すようにイスラームの戦争観は二重の意味でリアリスティックである。つまり、(1) イスラーム法による統治を武力によって阻止しようとする悪の勢力はいつの世にも存在し、それゆえ世界に戦争がなくなり平和になることはなく、(2) またイスラームは最後のイエスの再臨、救世主（マフディー）の出現、という神の直接的介入がない限り、通常の歴史においてその悪の勢力に勝利することはできない、との醒めた認識がイスラームの戦争観を特徴付けているのである。この意味では、イスラームは、他宗教、他文化との「共存」がやむを得ないこの世の「現実」であることをその世界観の中に組み込んでいる、とも言うことができよう。

「イスラームの家」の拡張は、宣教から始まる。イスラームの宣教はカリフの責務である。カリフはまず、「イスラームの家」の外部、「戦争の家」にイスラームの教えを伝えなければならない。カリフの使節の宣教に応じて住人がイスラームに入信すれば彼らの土地は「イスラームの家」に編入される。新たにイスラームを受け入れた新入信者には他のムスリムと全く同じ権利と義務が生ずる。アッラーフは聖クルアーンの中で明瞭に述べている。

「啓典を授けられた者たちで、アッラーフも最後の日も信じず、…（中略）…彼らが卑しめられて手ずから税を支払うまで戦え」（クルアーン 9 章29節）。

さらに、教友アル＝ムギーラはニハーバンドの戦いの日にペルシア軍に対して

「我々の預言者は、我々に対してお前達がアッラーフのみを崇拝するか、税（ジズヤ）を支払うまでお前達と戦えと命令した」

と述べたと伝えている。（アル＝ブハーリー）

入信を拒んだ者には納税のオプションが与えられる。税の額は学派によって異なるがシャーフィイー法学派、ハンバリー学派によれば、富裕層は年間4 ディナール（約5万円）、中間層は2 ディナール、貧困層は1 ディナール、最貧困層は免除される。

納税のオプションが与えられる異教徒の範疇は法学派によって異なる。マーリキー派では全ての異教徒、ハナフィー派及びハンバリー派の少数説ではアラブの多神教徒を除く全ての異教徒、ハンバリー派、シーア派ではユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒、シャーフィイー派では、歪曲されないオリジナルなキリスト教、ユダヤ教の信者の子孫及びゾロアスター教徒のみとなる。

納税を拒んだ場合に戦闘になる。休戦は許されるが、無期限の休戦は許されない。休戦期間の上限は、シャーフィイー派、ハンバリー派、シーア派では10年、ハナフィー派、マーリキー派では上限は無くカリフの裁量による。

休戦協定が結ばれた場合には、ムスリムには協定の遵守が義務となる。休戦協定が結ばれば、協定が有効な間は、敵国内でムスリムが迫害を蒙ってもその支援のために武力介入することは許されない。



「…信仰したが（イスラームの家に）移住しない者は、彼らが移住するまで、お前たちには彼らに対して何の責任も無い。しかし彼らが宗教のことでお前たちに助けを求めるなら、お前たちには支援が義務となる。ただしお前たちとその者たちの間に協約がある民に対しては別である。アッラーはお前たちが行うことに通牒し給う。」（8章72節）

「イスラームの家」の内部での異教徒の恒久的共存は庇護関係によって保障されるが、一次的な滞在は、以下のクルアーンの節による安全保障の付与によって許可される。

「もし多神教徒のひとりがおまえ（ムハンマド）に庇護を求めたなら、彼がアッラーの御言葉を聞くまでは彼を庇護し、それから安全な場所に送り届けよ。それは、彼が知らない民だからである。」（クルアーン 9 章 6 節）

安全保障の付与は、「イスラームの家」に住むあらゆるムスリムの権利であり、誰か一人が安全保障を与えたなら、他のすべてのムスリムはそれに拘束される。

安全保障は背教者を除くあらゆる異教徒を対象とするが期間は1年で、1年を超える場合、出国するか、庇護民となって残留するかを選ばねばならない。

イスラーム法の施行される「イスラームの家」の中でムスリムにとって共存が可能な対象を整理しよう。

共存には恒久的共存の対象である「庇護民」と一時的共存の対象である「安全保障取得者」に分かれる。

税の支払い、イスラーム公法の遵守の承認は両者共通の条件である。なお、イスラーム公法の遵守の承認はムスリムにとっても信仰の条件であり、またムスリムには税（ジズヤ）ではなく浄財（ザカー）の支払いが義務となる。

「安全保障取得者」は、イスラームから背教した者を除き、あらゆる異教徒になることが可能である。

「庇護民」の条件は学派によって違うが、最も緩やかなマーリキー派、ハンバリー派の少数説では、背教者以外の全ての異教徒、最も厳しいシャーフイー派では、本来の教えを保持しているキリスト教徒、ユダヤ教徒、ゾロアスター教徒のみであり、実際には現存するキリスト教徒、ユダヤ教徒、ゾロアスター教徒のほぼ全てが排除される。

「物」に関しては十字架のような宗教的象徴は人目につく「公的」な場には存在することが許されない。既存の教会、シナゴグのような宗教施設は、保護されるが、新築はもとより改築も許されない。但し、武力征服ではなく、当初からの講和により庇護契約を結ぶ場合、改築を契約の条件につけた場合はその条件は有効である。

庇護民、ムスリムと同じく生命、財産、名誉を保証され、その意味においてムスリムとの共存が可能であるが、それは庇護民がムスリムと平等な扱いを受けることを意味しない。

例えばハンバリー派によると庇護民に対する差別待遇は以下の通りである。

ムスリムとの識別。馬を除く駄獣には鞍でなく荷鞍を敷いて乗る。集会で最初に発言することは不可。そのために起立することも、先に挨拶することも不可。教会の新築、転売、破損箇所の改築は不可。ムスリムのものよりも高い建物、同じ高さの建物の建築不可。酒、豚、鐘を人目に晒すこと、また彼らの聖典を朗唱することも不可。キリスト教徒のユダヤ教への改宗、およびその逆も不可。

こうした差別待遇が、長期的にはイスラームへの入信の動機付けとなったことは十分に考えられる。イスラーム世界は宗教の博物館と言われるように多くの宗教・宗派が残っている



が、徐々に異教徒の数が減り、現在ではムスリムが多数派になっている土地が多いのも事実であり、それにはイスラームの教義に惹かれての自発的な入信だけではなく、差別待遇を解消するための「世俗的」動機によるものもあったと思われるからである。

「イスラームの家」においては、背教者とは絶対的に共存の余地は無いが、それ以外の異教徒との共存は、カリフがどの学説を採用するか、及び、その時点の政治状況に左右されることになる。

序で述べたように「別の物」同士の「共存」を語る文脈は本来的には「同じ場所」では相互作用が可能な程度に近接した「別の場所」である。

たとえ「イスラームの家」において共存できない異教徒であっても、「戦争の家」にいる限り、カリフが休戦協定を結べば、共存は可能になる。無期限の休戦は許されないが、ハナフィー派、マリーキー派では上限無く長期の休戦が可能であり、10年を上限とする他学派でも更新は可能であるため、事実上は無期限に延期が可能である。従ってイスラーム法上は、「戦争の家」に住む異教徒との共存は休戦協定の締結により可能であり、その更新の繰り返しにより、共存の可能性に時間的な限界は無い、ということになる。

但し、休戦は法的に可能である、というだけであり、実際に休戦が選ばれるか、戦争になるかはその時点での政治状況次第ということになる。

イスラームは庇護と安全保障の制度により、宗教的自治権を有する異教徒との共存を組み込んだ「イスラームの家」の概念を発達させた。またこの「イスラームの家」での共存ができない異教徒とも、彼らが「戦争の家」に居る限り、休戦協定を結ぶことによって、彼らの信条、行為に一切干渉することなく共存することが可能となるのである。

ところがイスラームにおける共存が成立するためには、「イスラームの家」にカリフ制が樹立されることが前提条件であり、カリフ制が不在である以上、イスラーム法が施行されること、「戦争の家」との休戦協定の締結も不可能であり、イスラームとの安定した共存関係が構築される可能性も存在しない。

したがって「イスラームにおける共存を妨げるもの」とは現在のカリフ制不在の状況そのものといえる。

但し、「イスラームの家」は不可逆的に拡大するものと仮定されているために、一旦「イスラームの家」に組み込まれた土地は、異教徒に奪回されても理論上は「イスラームの家」のままであり、その再征服が義務になる。特にそこにムスリム住民が残存した場合はそうである。理論上はともかく、現実問題としては、異教徒に奪回されたイスラームの土地の問題が、紛争の原因となっているように思われる。

今日の「イスラーム世界」、つまりかつての「イスラームの家」の版図は、おおむね、現在ムスリムが多数を占める、西欧型国民国家の領域と一致する。これらの国家群をここでは「ムスリム国家」と呼ぶとしよう。すると現在のムスリムは、ムスリム国家にマジョリティとして住んでいるか、非ムスリム国家にマイノリティとして住んでいるかのいずれかであることになる。

しかし当然のことながら、近代国家の国境と、「イスラームの家」、「戦争の家」の区分とは厳密には一致せず、かつてのイスラームの家の一部が、非ムスリム国家に組み入れられる場合も生じた。そのようにしてムスリムが国家のなかでマイノリティに転落した地域としては、インドのカシミール、タイのパタニ、またフィリピンのミンダナオ、ロシアのチェチェン、中国の新疆などがある。

そこで、非ムスリム国家に住むムスリムも、かつての「イスラームの家」の住民の子孫た



ちと、戦争の家の居留者の子孫および新規移住者に大別して考えることができる。したがって現在のムスリムは、その居住地の歴史的特性によって、①ムスリム国家の住民、②かつては「イスラームの家」の一部であったが現在は非ムスリム国家に組み込まれた土地の住民、③かつての「戦争の家」に成立した非ムスリム国家に住む居留民の子孫および新規の移民に大分される。この区分は、今日の地域紛争とイスラームのかかわりを考えるうえでも有効だと思われる。

例えば、ムスリム同胞団は、エジプトやヨルダンのようなムスリム国家では、議会に進出して議会制民主主義の枠内で「イスラーム国家」樹立のための合法闘争をめざしているが、ユダヤ教徒によって占領されたパレスチナでは、ジハード（聖戦）による反体制武力闘争路線をとっている。

またジャマアテ・イスラーミーも、インド・パキスタンの分離独立による組織の分裂後は、ムスリム国家パキスタンではイスラーム法の施行によるパキスタンのイスラーム国家化を、ムスリムがマイノリティに転落した非ムスリム国家インドでは国家理念としての世俗主義の堅持を、ムスリムがマジョリティを占める両国の係争地カシミール地方では、インドからの分離独立とムスリム国家の樹立を求めている。以上からもわかるように、同系の民族、同じ団体であってさえも、地域の歴史的特性の相違によって、現実の政治的立場はまったく異なりうる。

戦争の家の居留民の子孫で有名な例としては、中国の回族がある。彼らは内婚集団をつくって宗教的アイデンティティをいまなお保持しているが、独自の言語、孤立した居留地をもたず、中国各地に散らばり、漢族に交じって小さなコミュニティをつくって暮らしているため、文化的にも漢族との同化が進んでいる。

また、今日の欧米のムスリムは、新規の移民と、非ムスリム国家に生まれその国籍を有する二世、三世など居留民の子孫、欧米人の改宗者の混成となっている。日本でも、とくにアジア地域を中心とするムスリム労働者の増大によって、ヨーロッパに似た状況が現出しつつある。